

宮崎県景観形成基本方針



平成 19 年 4 月

宮 崎 県

目次

宮崎県景観形成基本方針の構成

序章 はじめに

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 宮崎県における「景観」のとらえ方 | 10 |
| 3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ | 11 |

第1章 本県で育まれた景観の特性と課題

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 自然的環境に関する景観 | 12 |
| 2. 生活の営みや生業・文化からなる景観 | 16 |
| 3. 歴史的な趣きの残る景観 | 19 |
| 4. 魅力ある市街地の景観 | 22 |
| 5. 公共施設の景観 | 25 |

第2章 景観の将来像と基本方針

- | | |
|--------------|----|
| 1. 将来像 | 28 |
| 2. 景観形成の基本方針 | 29 |
| 3. 方針別取り組みの柱 | 34 |
| 4. 施策の体系図 | 50 |

第3章 景観づくりを進めるために

- | | |
|------------------|----|
| 1. 景観づくりの主体と役割 | 51 |
| 2. 住民・事業者に期待すること | 53 |
| 3. 市町村における取り組み | 55 |
| 4. 県における取り組み | 56 |

参考資料

- | | |
|---------|----|
| 1. 検討組織 | 59 |
|---------|----|

宮崎県景観形成基本方針の構成

序章 はじめに 1. 背景と目的 2. 宮崎県における「景観」のとらえ方 3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ

第1章 本県で育まれた景観の特性と課題

	1 自然的環境に関する景観	2 生活の営みや生業・文化からなる景観	3 歴史的な趣きの残る景観	4 魅力ある市街地の景観	5 公共施設の景観
魅力	(1) 雄大な大地が織りなす自然景観 (2) 海岸や河川、湧水池など多様な水辺の景観 (3) 温暖な気候が織りなす多様な景観 (4) 美しい星空の景観 (5) 多様な生態系が醸し出す景観 (6) 住民の手で守り、育まれている自然景観	(1) 個性豊かな農山村の景観 (2) 季節を感じさせる生産活動による景観 (3) 民俗文化が育む景観 (4) 住民により育まれている集落の景観	(1) 神話・伝承ゆかりの景観 (2) 古代、中世のいぶきを伝える景観 (3) 伝統的なまち並みの景観 (4) 地域固有の歴史的なシンボルとなる景観 (5) 歴史的な建築物や建造物の景観 (6) 祭りを通してみる歴史的な景観	(1) 自然と調和したまちの景観 (2) ゆとりと潤いある住宅地の景観 (3) まちの顔としての中心市街地の景観 (4) 住民の手で創出されている市街地の景観	(1) 緑豊かな道路の景観 (2) 季節感のある公園の景観 (3) 潤いある水辺の景観 (4) シンボルとなる公共建築物の景観 (5) 大規模建造物の景観 (6) 住民の美化活動等による公共施設の景観
課題	○自然災害の増加 ○動植物の生息環境の悪化 ○砂浜等の流失 ○モラルのない行為の増加	○過疎化・高齢化による持続的な営みの困難さ ○耕作放棄や開発による美しい田園風景の喪失	○歴史的な建築物や建造物等の喪失 ○周辺開発による歴史的景観の阻害	○道路沿いなど市街地における景観の混乱 ○周囲の住環境やまち並みを乱す大規模建築物 ○地域性が見えないまち並み ○中心市街地の衰退 ○コミュニティの崩壊に伴うモラルの低下や景観阻害 ○夜の景観 ○活動の参加者拡大と継続性の確保	○一部の公共施設整備による景観阻害 ○自然や生態系への影響 ○画一的な材料の使用

第2章 景観の将来像と基本方針

1. 将来像

【将来像】

自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造

2. 本県における景観形成の基本方針

方針1 意識と人を育てる

方針2 自然とともに生きる

方針3 生活の営み・文化を守り、育てる

方針4 調和のとれた生活空間を創る

方針5 特性を生かし、活性化につなげる

3. 方針別取り組みの柱

1. 意識と人を育てる	2. 自然とともに生きる	3. 生活の営み・文化を守り、育てる	4. 調和のとれた生活空間を創る	5. 特性を生かし、活性化につなげる
(1) 景観に関する意識の啓発・醸成 (2) 景観づくりの担い手となる「人」の育成と支援 (3) 景観づくりネットワークの形成	(1) 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全 (2) 広域的見地に基づく自然景観の保全・形成	(1) 持続的な生産活動の展開 (2) 適正な土地利用コントロール (3) 地域の風土にあった景観の保全・形成 (4) 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成	(1) 身近な生活空間（街区単位）の質向上 (2) 魅力ある公共空間（道路・河川等）の創出 (3) 潤いある都市空間（都市計画区域内）の創出 (4) まとまりある市街地（商業地等）の形成	(1) 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興 (2) 都市部と中山間地域の交流促進 (3) 賑わいやもてなしの空間・環境づくり (4) 積極的な情報発信

4. 施策の体系図

第3章 景観づくりを進めるために

1. 景観づくりの主体と役割

- ①住民の役割：景観づくりの主役
- ②事業者の役割：景観づくりの重要な担い手
- ③市町村の責務と役割
：景観づくりの中心的な役割
- ④県の責務と役割
：住民・事業者、市町村の支援・先導、広域的観点からの先導・調整

2. 住民・事業者に期待すること

- ①住民に期待すること
 - ・自分の地域の景観に関心をもつ
 - ・自律的な地域づくりに向けた取り組みへの参加
 - ・県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ②事業者期待すること
 - ・自分たちの関わる地域の景観に関心をもつ
 - ・地域の景観形成に向けた取り組みへの協力・貢献
 - ・県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

3. 市町村における取り組み

- ①住民・事業者に対する啓発・支援の取り組み
- ②主体的な景観形成への取り組み

4. 県における取り組み

- ①住民・事業者・市町村に対する啓発・支援
- ②景観形成に関する規制・誘導
- ③総合的に景観行政を進めるための体制づくり
- ④景観形成に関する主要施策の推進

序

はじめに

1. 策定の背景と目的

○景観に関する全国的な動向

江戸末期～明治初期にかけて、我が国を訪れた外国人は、自然景観やまち並みの美しさに驚嘆し、世界中見渡しても日本ほど美しい国はないと評していましたが、明治以降、我が国は度重なる戦災・震災等によって、歴史的な建造物や美しいまち並みなどを消失する憂き目にあっています。

戦災復興から高度経済成長期は、我が国の人口は急激に増加を続け、その受け入れのために、里山や田畑を開発し、住宅団地や工業用地を数多く生み出すなど、まちの拡大が進みました。これは大都市に限ったことではなく、全国どこの都市でも行われたことであり、時代の要請によるものです。

また、道路や河川などの社会基盤を早く、安く、大量に整備することが求められた時代であり、全国共通のマニュアルによって、経済的かつ効率的な社会資本整備が進められ、ある意味、地域性の喪失につながる施策が進められた時代でもありました。^(参考1)

もちろん、地域固有の歴史や文化、消失を逃れた歴史的建造物等を保全するために、各種法制度^(参考2)が整備され、大切に保護されているものも少なくありません。

高度経済成長期を経て、社会インフラがある程度整備され、生活にも余裕を持てるようになってくると、国民の意識は、生活の中に「ゆとり、やすらぎ、癒し」を求めるように変化してきました。

そのような中、一部の自治体で「景観条例」を制定する動きが見られるようになり、国においても「都市景観形成モデル事業」を創設し、調和のとれた市街地の形成に取り組む気運が高まってきました。

しかしながら、多くの自治体では依然として取り組みが遅れたままであり、特に、バブル経済崩壊以降、中心市街地の衰退や農山漁村の過疎・高齢化が進展し、シャッター通りと称されるほど閑散とした魅力のない街、耕作放棄等により「ふるさとの原風景」を保てない地域が見受けられるようになってきました。

こうした中、国は、2003年（平成15年）に、「観光立国行動計画（観光立国関係閣僚会議）」や「美しい国づくり政策大綱（国土交通省）」、「水とみどりの“美の里”プラン21（農林水産省）」を策定し、地域固有の自然環境、歴史、文化などの資源を生かした「良好な景観の保全・創出」に取り組むこととしました。

また、2004年（平成16年）に、景観法をはじめとする関連法制度（いわゆる「景観緑三法」）が制定されたことを契機として、景観の必要性・重要性が認識されるようになり、全国各地で景観施策への取り組みが始まりつつあります。

【参考1】「美しい国づくり政策大綱（H15.7 国土交通省）」の前文

国土交通省及びその前身である運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、交通政策、社会資本整備、国土政策等を担当し、この経済発展の基盤づくりに邁進してきた。

その結果、**社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？**・・・中略・・・

量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？ 等々、率直に自らを省みる必要がある。・・・中略・・・

国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、**行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。**

【参考2】景観に関する主な法制度

① 都市計画法（1919年（大正8年）制定、1968年（昭和43年）全面改正）

- ・ 調和のとれたまち並みを有する地域を保全するための「美観地区制度」、自然と調和した潤いあるまちを保全するための「風致地区制度」を導入。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「美観地区」を「景観地区」に改称。

② 自然公園法（旧国立公園法1931年（昭和6年）制定）

- ・ 優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図ることを目的に制定。景観保全を主たる目的とする法律としては長い歴史を持つ。

③ 屋外広告物法（1949年（昭和24年）制定）

- ・ 広告物の掲出にあたり、美観風致の維持と公衆への危害防止を目的に制定。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「良好な景観形成」を目的に追加。

④ 文化財保護法（1950年（昭和25年）制定）

- ・ 1871年（明治4年）「古器旧物保存方」において古社寺等を保存しようとする制度が誕生。1897年（明治30年）「古社寺保存法」、1919年（大正8年）「史蹟名勝天然記念物保存法」を制定。
- ・ 戦前からの法体系を整理し、保護の対象を「有形文化財」「無形文化財」「史蹟、名勝、天然記念物」とした「文化財保護法」を制定。
- ・ 1975年（昭和50年）、旧城下町等における歴史的建造物が連なる地域を面的に保護するため、「伝統的建造物群保存地区制度」を導入。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された「文化的景観」を文化財として位置付けた。

⑤ 都市緑地法（旧都市緑地保全法1973年（昭和48年）制定）

- ・ 首都圏のみならず、全国の都市においても緑地が喪失していることを受けて制定。「緑地保全地区制度」などがある。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「緑化地域制度」を追加し、保全のみならず、創出にも取り組む。

◎景観に関する宮崎県の取り組み

★ 景観先進地としての歩み

○ 自然を生かす取り組み

本県においても戦災復興から高度経済成長期は、全国的な動向と歩調を合わせるように、経済発展に向けた社会基盤整備を進める中で、里山や田畑を開発し、都市を拡大してきました。

ただ一つ、他の地域と違った点は、開発を進めながらも自然を敬い、生かす取り組みを住民と行政が連携して取り組んできたことが挙げられます。

宮崎交通創始者である岩切章太郎氏は、本県の景観形成に大きな影響を与えた方で、「大地に絵を描く」という理念の下、自然を壊すのではなく「生かす」ことに主眼をおいた取り組みを推進されました。それは、本県が持つ「自然の美」に、「人工の美」や「もてなしの心」などの「人情の美」が加わることにより、相乗効果が発揮され、宮崎の美しい景観にさらに磨きがかかるとの考えからでした。

例えば、日南海岸の持つ「自然の美」をより美しく魅せるため、小弥太郎丘陵にサボテン林をつくり、沿線にフェニックスやハイビスカスを植えるなど、「人工の美」を組み合わせながら、日南海岸の魅力をより高める取り組みを推進されました。

このような民間の動きに呼応するように、県は、1963年（昭和38年）に「**美しい郷土づくり運動**」を提唱し、花の植栽や清掃など各種施策を県民総参加による運動として取り組むようになりました。

また、1969年（昭和44年）には、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進することを目的とした「**宮崎県沿道修景美化条例**」を制定しています。この条例は、道路からの良好な景観を有する地域を指定する「沿道自然景観地区」、道路沿いに樹木等を植栽する「沿道修景植栽地区」など、4つの制度から構成されています。

1973年（昭和48年）には、「**宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例**」を制定し、山間部の豊かな森林から都市周辺の里山、住宅地内の樹木等を大切に守り・育てる取り組みに着手しています。この条例では、天然林や野生動物の生息地などを守るための「自然環境保全地域」、由緒由来のある樹木や地域住民に親しまれてきた樹木を指定する「緑地保全樹木」、都市周辺における自然環境を保護するための「緑地環境保全地域」など、6つの制度から構成されており、県民をあげて、本県の豊かな自然環境を守り、育てる取り組みを推進してきました。

○ 屋外広告物や色彩に関する取り組み

自然を生かす取り組みのほかにも、地域の景観に大きな影響を与える「屋外広告物」や「色彩」に関する施策に積極的に取り組んできました。

屋外広告物に関しては、「美しい郷土づくり運動」の一環として、「屋外広告物の美術コンクール展」を全国に先駆けて実施しています。このコンクールは、「まちの景観を良くするためには、広告の質が高まらなければならないし、あわせて県民の批評眼が厳しくなければならない。」との考えから始められたものであり、その後、全国に広まっていきました。

また、色彩に関しては、「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、色彩判断基準を定めるために、有識者による「色彩判断基準研究会」を設置し、1980年（昭和55年）に「宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩」が取りまとめられました。この色彩判断基準は、その後、国内外で色彩ガイドラインの教科書的存在として活用されています。

このように、本県では県民と行政が連携し、色彩等にも配慮しながら、自然をベースにした美しい郷土づくりに全力で取り組むとともに、その成果を「観光宮崎」の発展に生かしてきました。

美しい景観を守り、育て、その成果を観光振興に生かすという考え方は、「観光立国行動計画」や「景観法」に取り入れられており、まさに先進的な取り組みといえます。

【参考】自然景観に関する主な取り組み

1934年（昭和9年）	・ 「霧島屋久国立公園」指定（全国第1番目の指定）
1937年（昭和12年）	・ 日南海岸小弥太郎丘陵にサボテン林をつくる。
1954年（昭和29年）	・ 橘公園にフェニックス51本植樹
1955年（昭和30年）	・ 「日南海岸国定公園」指定
1962年（昭和37年）	・ 皇太子御夫妻（現天皇・皇后）御来県 （日南海岸の景観と名称が全国的に有名になる。）
1963年（昭和38年）	・ 「美しい郷土づくり運動」を提唱 ・ 屋外広告物美術コンクール開催
1965年（昭和40年）	・ 「祖母傾国定公園」指定
1968年（昭和43年）	・ 第1回フラワーショー開催
1969年（昭和44年）	・ 「宮崎県沿道修景美化条例」制定（全国に先駆けた景観条例）
1973年（昭和48年）	・ 第24回全国植樹祭を小林市夷守台で開催 ・ 「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」制定
1974年（昭和49年）	・ 「日豊海岸国定公園」指定
1980年（昭和55年）	・ 「宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩」とりまとめ
1982年（昭和57年）	・ 「九州中央山地国定公園」指定
2004年（平成16年）	・ 第55回全国植樹祭を西都市特別史跡公園西都原古墳群で開催

★ 各分野における取り組み

○ 都市景観の分野

高度経済成長期が過ぎ、社会・経済基盤が整備されるにつれ、人々の関心が身近な生活の場に向けられるようになり、“ゆとり”と“うるおい”のあるまちづくりが望まれるようになってきました。そのため、建設省（現国土交通省）では、良好な都市景観の形成を進めるため、1990年（平成2年）、毎年10月4日を「都市景観の日」として定め、啓発活動を行うこととしました。その流れを受け、全国の自治体で「都市景観条例」が制定されています。

県内でも、1990年（平成2年）に宮崎市が「都市景観条例」を制定したのを皮切りに、1993年（平成5年）に都城市が、1995年（平成7年）には延岡市が都市景観条例を制定し、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを進めています。

また、県においても、1992年（平成4年）から「景観まちづくりシンポジウム」を開催するなど、景観に対する啓発活動を実施しています。その成果もあり、宮崎市の「後田川緑道」、「高千穂通り地区」、「橋公園」、「一ツ葉リゾート地区」、都城市の「高木原緑道地区」が「都市景観大賞」を受賞しています。

また、1999年（平成11年）に開催された「グリーン博みやざき '99」を契機として、ガーデニングブームが到来し、その後、オープンガーデンへの取り組みに繋がるなど、住民の手づくりによるまちの景観向上が図られています。

しかし、都市景観の分野においては、まだまだ発展途上にあり、景観法の制度を活用しながら、住民・事業者の方々と手を携えあい、積極的に取り組むことが必要です。

【参考】都市景観に関する主な取り組み

1988年（昭和63年）	・ 延岡市が「都市景観形成モデル都市」の指定を受ける
1990年（平成2年）	・ 宮崎市が「都市景観条例」を制定
1991年（平成3年）	・ 都城市が「うるおい・緑・景観モデル市町村」に選定される
1992年（平成4年）	・ 第1回都市景観シンポジウムを開催（以降、継続開催） ・ 宮崎市が橋公園通地区を都市景観形成地区に指定
1993年（平成5年）	・ 都城市が「都市景観条例」を制定 ・ 宮崎市の後田川緑道地区が都市景観大賞の小空間レベル部門を受賞
1995年（平成7年）	・ 延岡市が「都市景観条例」を制定 ・ 都城市の高木原緑道地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞 ・ 宮崎市が高千穂通地区を都市景観形成地区に指定
1996年（平成8年）	・ 宮崎市が一ツ葉リゾート、日南海岸地区を都市景観形成地区に指定 ・ 宮崎市の高千穂通地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞
1997年（平成9年）	・ 宮崎市の橋公園地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞
1999年（平成11年）	・ グリーン博みやざき '99開催 ・ 宮崎市の一ツ葉リゾート地区が都市景観大賞（100選）を受賞 ・ 宮崎市のキャンパスタウンまなび野が第14回公共の色彩賞－環境色彩10選を受賞
2000年（平成12年）	・ 延岡市が中町通地区、城山周辺地区を都市景観形成地区に指定

○ 農山漁村の分野

農山漁村景観が注目されるようになってきたのは、都市景観と同じように、平成の時代に入ってからのことです。

農林水産省では、景観という視点から自らの地域を見つめなおし、視覚的な美しさだけでなく、農村としての美しさ、快適さを発掘し、全国的に広報普及し、農村地域の活性化に資することを目的として、1991年（平成3年）に「美しい日本のむら景観100選」を選定しており、県内では、国富町の「千切り大根の棚」、西郷村（現美郷町）の「御田祭」、日之影町の「石垣の村」が選定されています。

また、1992年（平成4年）からは、地域の人々の努力により支えられている農山漁村の美しい景観を表彰する「美しい日本のむら景観コンテスト」を実施しており、県内から木城町の「岩淵大池ドロリンピックとオニバス」や諸塚村の「モザイク林相」など、10地区が選定されています。

さらに、1997年（平成9年）には、厳しい地形条件の中で営農をするために生まれた棚田の美しさを評価するため、「棚田百選」を選定しています。県内では、日南市の「坂元棚田」をはじめ、五ヶ瀬町の「鳥の巣棚田」など11地区が選定されています。

2000年（平成12年）からは、都城・北諸県地区において、田園空間整備事業に着手しています。本事業では、農村の有する豊かな自然・伝統文化等の多面的機能を再評価し、美しい農村景観等の保全・復旧等を行っています。

また、地域住民が自ら住む地域を知り、愛着や誇りをもって生活することを認識し、魅力ある田園空間づくりによる都市住民との交流の場を整備することにより地域の活性化を推進しています。

最近では2005年（平成17年）に、日本の美しく豊かな“水・土・里”を育て維持していくことが重要であると考え、なかでも農業のための用水をテーマとして「疎水百選」を選定しています。県内では、西都市の「杉安堰」が唯一選定されています。

農山漁村の景観に関しては、農林水産業を生業として適正に営むことを通じて守り、育まれることとなりますが、近年の過疎・高齢化の進展により、管理が困難となった森林や耕作放棄地が増加し、豊かな農山漁村の風景が保てない状況が見られるばかりか、今後、集落そのものが消滅してしまう危機に陥ることが懸念されています。

集落がなくなれば、その土地の歴史や文化も同時に失くしてしまうこととなります。また、現在の国民が欲している「ゆとり、やすらぎ、癒し」を提供できる場を失うことにもなります。

自然回帰、健康志向の高まりの中、グリーン（ブルー）・ツーリズムやワーキングホリデー、地産地消等の取り組みを通じて、**農林水産業の振興を図り、農山漁村を守っていくことが重要であり、多くの住民の理解と参加が不可欠です。そのことによって、私たちの心のよりどころでもある「美しいふるさとの風景」が守られるのです。際立たせる**

【参考】農山漁村景観に関する主な取り組み

1991年（平成 3年）	<ul style="list-style-type: none"> 国富町高田原の「千切り大根の棚風景」、西郷村峰地区の「御田祭」、日之影町戸川地区の「石垣の村」が「美しい日本の村景観100選」に選定される。
1992年（平成 4年）	<ul style="list-style-type: none"> 西郷村峰地区の稲作文化を今に伝える御田祭が「第1回美しい日本のむら景観コンテスト」でむらづくり対策推進本部長賞を受賞
1994年（平成 6年）	<ul style="list-style-type: none"> 日之影町の竜天橋と地域活性化が「第3回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国森林組合連合会長賞を受賞
1995年（平成 7年）	<ul style="list-style-type: none"> 木城町の岩淵大池ドロリンピックとオニバスが「第4回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国土地改良事業団体連合会長賞を受賞
1999年（平成11年）	<ul style="list-style-type: none"> 日之影町戸川地区の歴史に生きる石垣の村が「第8回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国農業協同組合中央会長賞を受賞 えびの市西長江浦大太鼓踊り、高千穂町丸小野地区の山懐（やまふところ）がむらづくり対策推進本部長賞を受賞 棚田百選に県内11地区が選定される。 ： 日南市坂元棚田、えびの市真幸棚田、西米良村向江棚田・春の平棚田、高千穂町尾戸の口・栃又・徳別当、日之影町石垣の村、五ヶ瀬町鳥の巣・下の原・日蔭
2000年（平成12年）	<ul style="list-style-type: none"> 高千穂町尾谷地区の清流が育む大地が「第9回美しい日本のむら景観コンテスト」でむらづくり対策推進本部長賞を受賞 都城・北諸県地区において、田園空間整備事業に着手
2001年（平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> 南郷村の師走祭りが「第10回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国農業協同組合中央会長賞を受賞
2002年（平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> 北浦町地下地区の北浦茶の里が「第11回美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞
2005年（平成17年）	<ul style="list-style-type: none"> 疎水百選に西都市の「杉安堰」が選定される。

○ 歴史景観の分野

歴史的な建造物やまち並みについては、文化財的価値の高さに加え、まち並み全体としてのまとまりや美しさを次世代に継承するため、「**伝統的建造物群保存地区**」を定め、個別の建物の保存や修景、まち並みとしての統一感を維持してきました。

県内では、日南市「飫肥地区」をはじめ、日向市「美々津地区」、椎葉村「十根川地区」の3地区が選定されています。

また、「景観法」制定にあわせて「文化財保護法」も改正され、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を「**文化的景観**」として位置付け、今後とも大切に守り、育てることとされました。

本県には、農林水産業を営む中から生まれた「稲こづみ」や「大根干し棚」などの風景をはじめ、各地に伝わる祭りの風景など、「文化的景観」に該当する要素が豊富にあり、**今後、これらを大切に守り、育てている人達とともに、宮崎県の財産として育てていくことが必要です。**

【参考】歴史景観に関する主な取り組み

1977年（昭和52年）	・ 日南市飫肥を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
1986年（昭和61年）	・ 日向市美々津地区を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
1998年（平成10年）	・ 椎葉村十根川地区を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定

○ 生態系が醸し出す景観

本県には、豊かな自然に守られながら、多種多様な動植物が生存していますが、人の活動範囲が広がるにつれ、これまで多くの貴重な動植物が生息地を追われ、あるものは絶滅の憂き目にあってきました。

現在でも、植物718種、動物470種、植物群落289地区が絶滅の危機に瀕しています。

生態系の保護については、環境的側面から様々な取り組みがなされていますが、生態系が醸し出す景観については、ホテルが乱舞する光景などを目にした際、「美しい」「神秘的」と感じる程度で、これまで景観的な視点で捉えられることは少なかったのではないかと思います。

今後は、生態系が醸し出す景観に対する関心を高め、豊かな自然環境の保護に努めていくことが必要です。

◎ 宮崎県景観形成基本方針の目的

これまで本県では、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに全国に先駆けて取り組み、その保全・創出の成果を観光分野で生かしてきました。

平成16年に景観法が制定され、本県の魅力をより高めるためには、これまで取り組んできた自然景観に加え、都市景観や農山漁村景観、文化的景観の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。

「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉がありますが、「景観」を意識し、行動することを積み重ねることにより、「風景」、「風土」へとつながっていきます。

そこで、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために、「宮崎県景観形成基本方針」を策定しました。

2. 宮崎県における「景観」のとらえ方

① 「宮崎の景観」は、生活と密接に結びついて形成されてきたもの。

県内には、県土の骨格を形成する緑豊かな山々や川等からなる自然景観、それらを背景に農地や集落等からなる田園景観、地域で受け継がれてきた祭り等の景観など、多様な景観が育まれています。

これらは宮崎の風土とともにある住民の生活と密接に結びついて形成されてきたものだといえます。

② 住民の愛着と誇りの共有のもとに、景観は育まれる。

自然や生活の中から育まれた「景観」を見た時に、「宮崎らしさ」や「ふるさと」を感じることで、地域への愛着や誇りが生まれてきます。

住民一人ひとりがそのことを共有し、行動することで「宮崎の景観」が守られ、育まれ、また新たに生みだされていきます。

そのことを長い年月をかけて繰り返すことにより、地域固有の環境や文化が生まれ、地域としての一体感を醸成していくものと考えます。

③ 「景観」は、自然と人々の生活の有り様によって左右される。

住民の生活と密接に結びついて形成される景観は、自然と人々の生活・生業のバランスにより、良くも悪くもなってしまいます。

景観のあり様は、大きくは「環境」・「産業」・「文化」などと見ることができ、細かくは、「色」や「形」と見ることもでき、多様な視点からアプローチしていかなければなりません。

住民一人ひとりがそのことに気付き、「景観」という言葉を翻訳（解釈）し、地域の魅力を高めるために、何ができるのか、何をどうすればよいかを考え、行動することによって、地域らしさが守られ、また創られていくものと考えます。

景観づくりは「地域づくり」です。

- 宮崎の大地に立ち、日々の生活や生業の中で育まれた結果が「景観」であり、景観という視点から地域を見つめ直すことにより、地域づくりの新たな切り口が見つかるものと考えます。
- 多くの住民、事業者、市町村等が、身近な景観に関心を持ち、「景観」という視点から自らの地域づくりを考え、行動することができれば、他にはないオンリーワンのまちづくりが可能となります。
- また、この取り組みによって、地域に対する愛着や誇り、連帯感が醸成され、地域固有の文化として大切に守り、育まれ、形づくられていくことでしょう。

3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ

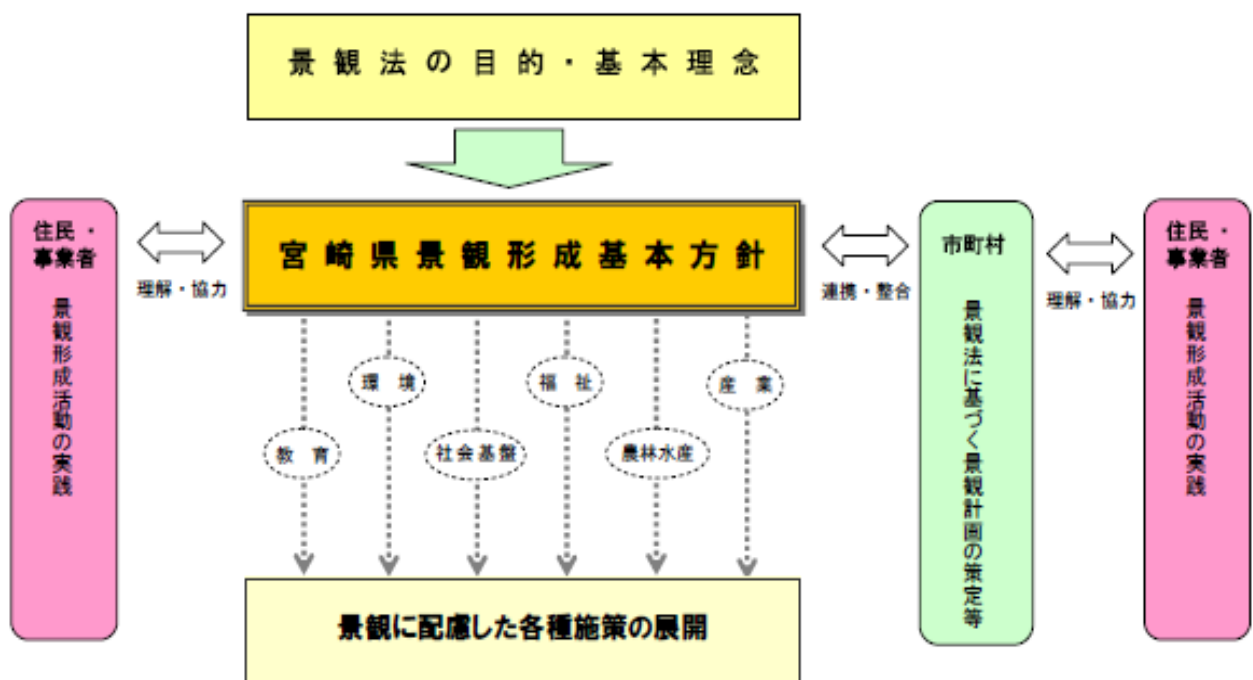
本方針は、

- ① 本県における景観形成の基本的な考え方を住民・事業者・市町村等と共有するとともに、
- ② 県として、積極的に景観行政に取り組む姿勢・内容を定めたもの

です。

今後、本方針に基づき、住民・事業者・市町村等と一体となって、「美しいみやざきづくり」を進めていきます。

▼位置づけ（参考図）



1

本県で育まれた景観の特性と課題

1. 自然的環境に関する景観

本県は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、県内各地に自然公園等が指定され、大切に保全されています。

また、これらの地には、多様な動植物が生息しており、宮崎の地に住む人々に癒しや恵みを与える源となっています。

魅力

(1) 雄大な大地が織りなす自然景観

本県には九州山地や祖母傾などの雄大な山々があり、また、そこを源に大小様々な河川が流れ、日向灘へと注いでいます。

これらの多くは、国立公園や国定公園、県立自然公園に指定され、その美しい景観や環境が保全されています。

県内では、昭和9年に荘厳な霧島山麓を中心に霧島屋久国立公園が指定され、その後、複雑に入り組んだ地形美を有する日豊海岸や日南海岸、また、河川と山地が織り成す美しい峡谷からなる鱈塚山系等が国定公園や県立自然公園に指定されています。

また、文化財関係では、大正10年に青島亜熱帯植物群落及び都井岬ソテツ自生地が天然記念物として指定（後に特別天然記念物）されたのをはじめ、昭和9年には、五箇瀬川峡谷（高千穂峡）が名勝及び天然記念物として指定されています。

特に名勝は、景観を重要視した記念物で、国指定4件、県指定7件を数えています。

〔県内の自然公園〕

- 国立公園：霧島屋久国立公園
- 国定公園：日南海岸国定公園、祖母傾国定公園、日豊海岸国定公園、九州中央山地国定公園
- 県立自然公園：祖母傾県立自然公園、尾鈴県立自然公園、母智丘関之尾県立自然公園、西都原杉安峡県立自然公園、わにつか県立自然公園、矢岳高原県立自然公園

〔県内の景観に係る主な文化財〕

- 国指定名勝及び天然記念物：五箇瀬川峡谷（高千穂峡）
- 国指定名勝：妙国寺庭園、比叡山及び矢筈岳、尾鈴山瀑布群
- 国指定天然記念物：ノカイドウ自生地、青島の隆起海床と奇形波触痕、幸嶋サル生息地、湯之宮の座論梅、高岡の月知梅、石波の海岸樹林、虚空蔵島の亜熱帯林、御崎馬及びその繁殖地、双石山、甑岳針葉樹林、川南湿原植物群落
- 県指定名勝：須木の滝（ままこ滝）、乙島、行藤山、鬼神野溶岩渓谷
- 県指定天然記念物：鶴戸千畳奇岩、白岩山石灰岩峰植物群落、アカウミガメ及びその産卵地、権現崎の照葉樹林



▲霧島屋久国立公園(えびの市)



▲日南海岸国定公園(宮崎市)



▲名勝五箇瀬川峡谷(高千穂町)



▲名勝尾鈴山瀑布群(都農町)

(2) 海岸や河川、湧水池など多様な水辺の景観

県の東側全面が日向灘に面し、約400kmにも及ぶ長い海岸線を有しており、県北の日向馬ヶ背に代表される柱状節理の海岸はもとより、県南では、通称鬼の洗濯岩と呼ばれる地層がみられ、宮崎独特の景観を形成しています。

また、砂浜海岸では、県指定天然記念物のアカウミガメが産卵に訪れる（全国2位）姿がみられ、夏の風物詩の1つになっています。

本県の地形を形づくる水辺として、大地を流れる河川や豊富な湧水の景観があります。

河川では、五ヶ瀬川や小丸川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川など主に中山間部から市街地まで流れる河川が多く、上流から下流に至るまで多様な水と緑による流域景観が見られます。特に、大淀川は都城盆地を通り、宮崎市街地を経て日向灘へ注いでおり、シンボリックな河川景観のひとつと言えます。

さらに、霧島連山からの豊富な湧水を湛える水辺とその背景に広がる山々の景観は、美しさとともに、人々に自然の恵みや豊かさをも実感させてくれます。

また、青い空、豊かな緑、清らかな水、白い砂浜など、それぞれの持つ色彩が相互に引き立て合い、美しさを際立たせています。



▲熊野江海岸(延岡市)



▲一ツ瀬川(新富町)



▲出の山公園(小林市)

(3) 温暖な気候が織りなす多様な景観

本県は温暖な気候と全国有数の長い日照時間が特徴的で、豊かな自然環境と多様な生態系を有しています。中でも、綾町には国内最大規模の照葉樹林が残っており、地域をあげた保護・復元活動が行われています。

また、冬でも温暖な気候から青島のビロウ樹やハマユウをはじめ、虚空蔵島の亜熱帯林、都井岬のソテツなど亜熱帯性植物が多く自生しています。

さらには、この恵まれた温暖な気候を生かし、戦後、宮崎交通によるフェニックスや鮮やかなハイビスカス等の植栽が進められたこともあり、四季を問わず色とりどりの花々が咲き誇り、南国みやざきのイメージが全国的に定着しています。



▲照葉樹林(綾町)



▲虚空蔵島(南郷町)

(4) 美しい星空の景観

県内には、満天の星空を見ることができ場所が数多くあります。これは澄んだ空気とともに光害が少ない良好な環境が保全されているからです。

小林市では星のふるさと日本一に過去5回、高崎町（現都城市）では日本一星空の美しい街に過去7回選出されるなど、多くの地域で美しい星空が見られるのも特徴的です。



▲星空～たちばな天文台～
(旧高崎町)

(5)多様な生態系が醸し出す景観

豊かな自然に守られるように、本県には多様な生物が生息しており、それらが魅せる景観も大切な自然的景観の1つといえます。

小林市の出の山公園や串間市の千野川、高岡町（現宮崎市）の瓜田川、北川町の北川など清らかな水辺近くでは、ホタルが乱舞する美しい姿をみることができます。

また、お倉ヶ浜などの海岸では海鳥たちの姿も泣き声とともに見られ、美しい海辺の情緒ある景観を形成しています。

串間市の都井岬では、日本に現存する在来馬として純血度の高い野生馬が大切に育成され、草原と御崎馬からなる景観は地域固有のものとして県内外にも有名です。

また、高鍋町や川南町等の湿原、加江田川河口部等の干潟では、多様な動植物が生息しており、豊かな自然環境とともに、固有の種が大切に守られています。



▲海鳥(日向市)



▲都井岬の野生馬(串間市)



▲高鍋湿原(高鍋町)

(6)住民の手で守り、育まれている自然景観

県内の恵まれた自然の中には、住民自らの活動により大切に守り、育まれているものがみられます。

本県では、森林の保全や復元に対する取り組みとして、都城市周辺において、「源流の森をつくろう」を合言葉に植樹活動を続けている「どんぐり1000年の森をつくる会」や、耳川流域の自然環境の調査や植林活動、啓発活動等を行なっている「日向市ふるさとの自然を守る会」など、県内各地において、地域住民等による多様な自然の保護活動が展開されています。

このような動きを受け、県では、森林づくりの理念や県民参加の森林づくりなどを盛り込んだ「宮崎県水と緑の森林づくり条例」を平成18年4月に施行しています。



▲どんぐり1000年の森をつくる会



▲日向市ふるさとの自然を守る会

課 題	キーワード
<p>○自然災害の増加</p> <p>国策として植林されたスギ、ヒノキなどの人工林は人間の適切な管理があってはじめて守られるものです。</p> <p>しかし、中山間地域における過疎・高齢化等が進展し、間伐等の手入れが行われない人工林が増加し、大規模災害の一要因ともなっていることから、今後とも、森林の適正管理に努め、保水力の向上など森林の持つ多面的機能を向上させる取り組みが必要です。</p> <p>また、自然災害が増加した背景には、中流域や下流域における都市化の進展も要因として挙げられますので、流域全体で見た対策が必要です。</p> <p>○動植物の生息環境の悪化</p> <p>我々の活動範囲が広がるにつれて、動植物の生息環境が徐々に狭められ、絶滅の憂き目にあったものや絶滅が危惧されている動植物が多数みられます。</p> <p>反対に、動物が人々の生活の場まで侵入し、農作物を荒らしたり、道路で車に轢かれるなどのトラブルが生じています。</p> <p>県土の76%を占める森林においては、資源の循環利用林として活用される森林と、自然の植生に近い状態へ戻す森林に区分けし、多様な生物が生息する場を再生していくという選択も必要になってくると考えられます。</p> <p>今後は、森林を林業の場としてだけでなく、多様な生物の生息地として、生態系に配慮した整備、保全に努めていく必要があります。</p> <p>○砂浜等の流失</p> <p>日向市から宮崎市に至る海岸線は、砂浜と防潮林の機能を持った松林で構成されていますが、近年、砂浜の流失が見られる海岸もあり、抜本的な対策が必要です。</p> <p>○モラルのない行為の増加</p> <p>自然保護活動等に取り組む人がいる一方、モラルの欠如した一部の人間によるゴミの不法投棄などが社会問題化しております。</p> <p>自然は我々の命の源であることを認識し、社会に対して恥ずかしくない行動をとることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の衰退 ・ 森林の適正な管理 ・ 流域単位での視点 ・ 自然との共生、復元 ・ 生態系への配慮 ・ 砂浜と松林の保全・創出 ・ ゴミの不法投棄等

2. 生活の営みや生業・文化からなる景観

人々の営みや生業とともに育まれてきた集落や田畑、住民により守りつがれてきた民俗文化などが豊富にあり、これらが醸し出す景観は、住民が共有できる原風景となっています。

☆これらの景観は、文化財保護法に新たに創設された「文化的景観」にも該当します。

(※文化的景観：「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されています。)

魅力

(1) 個性豊かな農山村の景観

県土の大部分を占める中山間地域において、個性豊かな農山村が形成されてきました。

平地の少ない県北部では、冷涼な気候を利用した茶の栽培がさかんに営まれており、傾斜地を活用した美しい茶畑がみられます。

霧島連山の麓に広がる都城盆地では、夏は緑色、秋は黄金色に染まり、農地と集落からなる美しい田園風景が広がっています。

また、昭和20年代から「林業立村」を掲げる諸塚村では、土壌や地形等を考慮し、その土地にあった樹種の植林を進めた結果、広葉樹と針葉樹からなるモザイク林相が形成されています。

この風景は、林業に従事する人々の生活そのものであり、森林と人との共存の象徴といえます。



▲農村風景(五ヶ瀬町)



▲モザイク林相(諸塚村)

(2) 季節を感じさせる生産活動による景観

農業活動の場として、適切に維持・管理された田畑は、人々に季節を感じさせ、地域住民が共有する原風景となっています。

例えば、田野町(現宮崎市)の台地に広がる農地では、冬になるとやぐらと千切り大根干しの景観を見ることができます。これはこの土地ならではの冬の乾いた風を活用する農業手法であり、地域の風土を活かしたものと いえます。

また、都城盆地では、収穫した稲を積み上げた「稲こづみ」が整然とおかれ、芸術的な秋の風物詩となっています。

その他、畑一面に広がる国富町のタバコ畑などは、背後の山々とともに美しい緑をみせています。

農業以外では、五ヶ瀬川流域に仕掛けられた“鮎やな”から、「秋」を感じるとともに、五ヶ瀬川が清流のまま保全されていることを知ることができます。

このような継続的な生産活動とともにある景観は、そこに住まう人々の生活が地域の風土とともにあることを感じさせてくれる貴重なものです。



▲千切り大根干し(旧田野町)



▲一面のたばこ畑(国富町)



▲五ヶ瀬川の鮎やな(延岡市)

(3)民俗文化が育む景観

人々の生活と結びつき、大事にされているものに、鎮守の杜や巨樹・古木、地域の守り神的な地蔵、生産活動や生活と結びついた祭礼や習わしなどの民俗文化があります。

例えば、清武町の船引神社には、樹齢900年を超えるご神木の
大楠があり、天然記念物に指定され、大切に守られています。

これは、単なる緑と言うことだけではなく、長い時間、地域とともに生きてきた証であり、神秘的な印象を与えてくれます。

えびの市周辺では、田を守り豊作をもたらす神様である「田の神さあ」の石像が農地や集落内で見られます。

これらは、地域に伝わる習わしや文化を継承する中で、生活と密接に結びつきながら形成されたものといえます。



▲大楠(清武町)



▲田の神さあ(えびの市)



▲人形浄瑠璃(旧山之口町)

(4)住民により育まれている集落の景観

県内各地で地域活性化につながる取り組みが、住民の手により幅広く展開されています。

日南市の坂元棚田では、酒谷グリーンツーリズム協議会を中心に、棚田オーナー制度の活用や各種PR活動を通じて、美しい棚田が守られています。

また、北郷村(現美郷町)では、昭和63年から住民の手により約2.5kmにわたって1万株以上のあじさいが植えられ、「あじさいロード」の愛称で親しまれるなど、山村を訪れる人々へのもてなしの空間が形成されています。

これは、山村の風景の一部を魅力あるものに変えるとともに、住民の絆を強め、環境美化の意識や生活に潤いを創出した事例です。

また、集落の景観を美しく維持する取り組みとして、日之影町では、公民館活動の一環としての河川清掃、商工会を中心とした国道沿線の清掃活動などが行われています。

県内各地で、このような地域の団体が中心になって、農地や集落等の景観の保全や地域の活力創出につながる取り組みが多数展開されています。



▲坂元棚田での活動(日南市)



▲椎野あじさいロード(旧北郷村)

課 題	キーワード
<p>○過疎化・高齢化による持続的な営みの困難さ</p> <p>美しい農山漁村は、そこに住む人々の活動により守り、育まれています。</p> <p>しかし、このような地域の多くは、過疎化・高齢化が進み、産業や地域文化の担い手が不足し、生産活動が衰退する傾向にあります。</p> <p>今後とも、中山間地域に住み続けられる環境づくりが大きな課題となっています。</p> <p>○耕作放棄や開発による美しい田園風景の喪失</p> <p>美しい田園等が広がる一方、減反政策や後継者問題による耕作放棄地が増加し、水路等の農業施設の適正な維持・管理が困難となっている場所もみられます。</p> <p>また、虫食いの開発や農地の資材置き場としての利用など、土地利用の変更に伴う問題も生じています。</p> <p>さらに、身近に多様な生物が生息する場である里山の荒廃も進んでおり、多様な生態系との共生の点からも大きな課題となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農山村における過疎化、高齢化 ・担い手不足 ・産業、生活文化の継承困難 ・生産活動の衰退傾向 <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄による田園風景の喪失 ・開発による土地利用の混乱 ・農業施設の管理が困難 ・里山の荒廃

3. 歴史的な趣きの残る景観

本県には、神話・伝承ゆかりの地や西都原古墳群のような古代の息吹をそのままに伝える貴重な文化的遺産、時代とともに形成されてきたまち並み等が各地にあり、地域の歴史を物語る貴重な資産となっています。これらは、歴史を学び、未来へ継承するための貴重な資料ともなっています。

魅力

(1) 神話・伝承ゆかりの景観

県内各地には、天孫降臨の地とされる高千穂町や霧島連峰をはじめとして、鶴戸神宮など日向神話ゆかりの地が数多くあり、神話・伝承とともに古代から脈々と受け継がれています。

例えば、西都市には西都原台地の麓に点在する都萬神社や児湯の池などの神話・伝承地が多数分布しており、背景となる山々と一体となって、神話時代の情景を垣間見ることができます。

また、県内各地に分布する神話・伝承ゆかりの地を高千穂から霧島までつないだ「ひむか神話街道」は、神話・歴史を感じ取れる景観ロードといえます。



▲ 鶴戸神宮(日南市)



▲ 都萬神社(西都市)

(2) 古代、中世のいぶきを伝える景観

西都原をはじめとした古墳群や日向国府跡など古代の史跡が多く残されており、歴史を感じさせる景観が保全されています。

そのほか、都於郡城跡、穆佐城跡など、中世の面影を今に伝える史跡が県内各地に残されており、地域の歴史を紐解く貴重な資料として、また、当時の情景を現代に伝える場として、大切に保存されています。



▲ 西都原古墳群(西都市)

(3) 伝統的なまち並みの景観

昭和50年の文化財保護法改正により、伝統的建造物群保存地区の制度が確立され、歴史的な集落やまち並みの保存・整備が進みました。

県内でも昭和52年に、日南市の飫肥地区が城下町として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、城跡や武家屋敷等の保存・修景整備によって、当時を偲ばせる趣きのあるまち並みが残されています。

さらに、昭和61年には港町として日向市美々津地区、平成10年には山村集落として椎葉村十根川地区が選定され、地域の人々とともに将来まで継承すべきものとして大切に保全されています。

また、飫肥城下町では、歴史的な町並みと豊かな水環境を生かし、鯉の泳ぐ通りづくりも進められ、風情あるまち並みの保全・形成が図られています。

【重要伝統的建造物群保存地区】

- 飫肥重要伝統的建造物群保存地区(日南市) 昭和52年選定
- 美々津重要伝統的建造物群保存地区(日向市) 昭和61年選定
- 十根川重要伝統的建造物群保存地区(椎葉村) 平成10年選定



▲ 飫肥重要伝統的建造物群保存地区(日南市)



▲ 十根川重要伝統的建造物群保存地区(椎葉村)

(4)地域固有の歴史的なシンボルとなる景観

中世から近世にかけての城趾等は、地域固有のシンボルであり、大切に守られています。

本県の場合、急峻な山々とその山間をぬって通る街道や河川等の地形的要因もあり、江戸時代には各地で独自の施策が行われた結果、各地域の景観はその地域の人々の原風景として「くに」の違いを意識させるものであったと推測されます。

延岡市では、五ヶ瀬川流域を治めた内藤藩の拠点である延岡城趾が現在でも市中心部に残っており、市民の憩いの場となっています。同様に高鍋町では、小丸川流域を中心に治めた秋月藩の拠点である舞鶴城趾において、お堀と樹木からなる水と緑の美しい景観が保全されています。

城趾以外では、日南市に飢肥繁栄のシンボルでもある飢肥杉運搬に使用された堀川運河があります。石垣、水、運河沿いの建物からなる一体的なまち並みは、地域の人々のシンボルとして大切に保全が進むとともに、これらを生かした景観まちづくりも進められています。



▲舞鶴城趾(高鍋町)



▲堀川運河(日南市)

(5)歴史的な建築物や建造物の景観

明治から昭和初期にかけての洋風建築物として、県庁本館や第5号館（旧第一勧業銀行宮崎支店）などがあり、地域の人々に長く親しまれています。

また、日南市には、港町としての油津の繁栄をしのばせる杉村金物本店や赤レンガ館（共に登録有形文化財）等が地域住民により大切に守られています。

そのほか、県内には主要都市を結ぶ街道が多く、歴史的な「みちすじ」を偲ぶことができ、江戸後期から昭和初期にかけて築造された石橋やトンネル等の土木遺産も数多く残っており、周辺の自然環境と調和した風格ある景観を見ることができます。



▲宮崎県庁本館(宮崎市)



▲鶴の平橋(日之影町)

(6)祭りを通してみる景観

住民の手により継承されてきた祭りは、神話や地域固有の歴史を継承する重要な宝です。

天孫降臨の地である高千穂町では、古くから伝承される夜神楽が秋から冬にかけて奉納され、神々とのつながりを感じさせる神秘的な情景が見られます。

また、平安時代から受け継がれる五穀豊穡と無病息災を祈願する西郷村（現美郷町）の御田祭では、古式の田植えを再現した祭りを見ることができます。

南郷村（現美郷町）の師走祭りでは、地域固有の歴史をもとに新しい祭りを創出し、それらを生かした歴史の継承等も行われています。



▲御田祭(旧西郷村)



▲都井岬火まつり(串間市)

課 題	キーワード
<p>○歴史的な建築物や建造物等の喪失</p> <p>県内に点在する歴史的な建築物や土木遺産、古木・巨木等は、一度失うと取り戻せない貴重なものですが、時代とともに失われつつあります。</p> <p>また、重要伝統的建造物群保存地区における古民家等の空き家化も課題となっています。</p> <p>これらの歴史的な資源を住民一人ひとりが共有の財産と認識し、地域の文脈として将来の子供たちへ継承するとともに、地域の活力創出につないでいく取り組みが必要です。</p> <p>○周辺開発による歴史的景観の阻害</p> <p>歴史的資産の保全活動が地域の人々により展開される一方で、その周辺における開発などが、その場の雰囲気や景観を損なうことになりかねない状況が懸念されています。</p> <p>歴史的景観をもつ地域と周辺地域が一体となったまちづくりをどう展開していくかについて、みんなで考える必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な資源の喪失 ・ 古民家等の空き家化 ・ 地域の歴史の継承困難 ・ 歴史的景観周辺での景観阻害

4. 魅力ある市街地の景観

本県は、宮崎平野をはじめとする河口沿いの平地や都城などの盆地を中心に都市が広がっています。なかでも、宮崎市や都城市、延岡市では、景観法制定以前に市の自主条例として「都市景観条例」が制定され、積極的に景観形成地区指定を行うなど、多様な取り組みが進められてきており、各地で魅力ある市街地が形成されています。

また、地域単位やボランティアグループなどで、住民の手による花と緑の創出や美化活動等もさかんに行なわれ、潤いある市街地の形成とともに、それらを生かした観光への取り組みも進められています。

魅力

(1) 自然と調和したまちの景観

人が水辺に生活の場を求めることで、次第に「まち」が形成されており、県内の都市や集落においても同じことが言えます。

生活の場である「まち」を悠然と流れる河川や緑豊かな里山は、人々に自然の恵みとともに、潤いや癒しを与えてきました。

日常生活において、これらの自然がもたらす効用を意識することで、宮崎の大地が我々の生活を支え、人は自然によって生かされていることを実感することができます。

本県には、そのような環境が至る所にあり、例えば、延岡市の愛宕山から市街地を見渡すと、背後の山々と五ヶ瀬川、日向灘など、自然と「まち」の関係を知ることができます。

県内を見渡すと、山間部や中流域、河口部、盆地など、それぞれの地形や自然環境に応じて「まち」が形成されており、特徴的な景観を見ることができます。



▲大淀川(宮崎市)



▲愛宕山からの眺望(延岡市)

(2) ゆとりと潤いある住宅地の景観

人々の安息の地である住宅地には、落ち着きのある佇まいが求められています。

そのため、住宅地の開発時点において、地区計画等の制度を活用し、建築物の建て方や植栽等のルールを定め、ゆとりと潤いのあるまち並みが形成されている地区があります。

また、既存の住宅地では、地区住民によるまち並みウォッチング等を実施し、まちづくりの自主ルールを定める「まちづくり憲章」等を策定し、住みよい空間づくりに取り組んでいる地区もあります。

地区内の交流拠点となる街区公園などでは、利用者である住民も参加した公園整備など、新たな取り組みもはじまっています。

【地区計画】 県全体：22地区 (201.9ha)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○宮崎市：8地区 (85.4ha) | ○延岡市：3地区 (12.8ha) |
| ○都城市：6地区 (43.1ha) | ○日向市：2地区 (54.1ha) |
| ○清武町：2地区 (5.8ha) | ○国富町：1地区 (0.7ha) |



▲地区計画制度を活用した住宅地(国富町)



▲区画整理事業を活用した住宅地(清武町)



▲緑豊かな住宅地(宮崎市)

(3) まちの顔としての中心市街地の景観

各地において「まち」の形成を牽引してきた中心市街地は、今でも「まちの顔」としての役割を担っています。

県内各地で、中心市街地を舞台とした祭りや花火大会、クリスマスイルミネーションの飾り付け等、まちの魅力をより高める取り組みが展開されています。

また、人の交流を支える駅や空港等の公共施設においても、「まち」のイメージを高める施設整備が行われています。宮崎駅から西に延びる高千穂通りでは、駅施設と周辺民間施設とが一体となった街路空間が整備されており、陸の玄関口として本県のイメージアップに貢献しています。

現在、日向市では、日豊本線日向地区連続立体交差事業と土地区画整理事業、商業集積整備事業が連携して、「森林文化と黒潮文化が融合するまちづくり」が公民協働により進められており、「まちの顔」としての中心市街地が再生されつつあります。

そのほか、宮崎市や都城市、延岡市において「都市景観条例」に基づく様々な取り組みが推進されるとともに、景観法に基づく「景観行政団体」となった宮崎市や日南市、日向市、綾町では、魅力ある都市景観を形成するための「景観計画」や「景観条例」、「色彩ガイドライン」等の策定に取り組んでいます。

〔市町村景観条例〕

- 宮崎市都市景観条例（H2） 地区指定：4地区
- 都城市都市景観条例（H4）
- 延岡市都市景観条例（H7） 地区指定：2地区

〔景観行政団体〕 4団体

- 宮崎県・宮崎市（平成16年12月27日）
- 日南市（平成17年8月8日）
- 日向市（平成18年10月1日）
- 綾町（平成19年4月1日）



▲賑わいある商店街(宮崎市)



▲祭りでの賑わう中心市街地(延岡市)



▲まちの顔となる中心市街地(日向市)



▲区画整理によるまちづくり(都城市)

(4) 住民の手で創出されている市街地の景観

本県では、「花いっぱい運動」が多くの市町村で展開されており、個々人の敷地内における庭木植栽や生け垣の設置等を通じて、花と緑のまちづくりが進められています。

宮崎市や日向市などでは、緑化を積極的に進めていく地域において、生け垣を設置する際の助成制度が設けられており、緑豊かな潤いあるまちづくりが進められています。

また、県内各地の観光地では、ボランティアにより四季折々の花々でかざる活動も多く見られ、観光振興との連携もみられます。

平成18年度からは、住民の手による地域づくり活動を「道」という空間を媒体として連携する「日本風景街道」の取り組みが、日南海岸沿線や日豊海岸沿線で始まっており、今後の成果が期待されます。

そのほか、個人や自治会等により、家の周りや地域の清掃が日常的に行われていることも、自分たちの住む地域の美化や景観への関心の高さの表れといえます。



▲花壇の花植え



▲オープンガーデン(宮崎市)

課題	キーワード
<p>○道路沿いなど市街地における景観の混乱 交通量の多い幹線道路沿いでは、土地利用の利便性の高さから様々な施設が立地する中で、他との差別化を図るため、自己主張の強い派手な色彩の建築物や巨大な屋外広告物等が見られます。 個々の主張ばかりを行うのではなく、建築物そのものの質を上げることによる魅力や賑わいの創出、周辺環境との調和に対する適正な規制誘導等の方策が必要です。</p> <p>○周囲の住環境やまち並みを乱す大規模建築物 市街地では、周囲の環境やまち並みを乱す高層建築物や大規模建築物の建設もみられ、土地利用に関する適正な規制誘導策を行うことが課題となっています。また、空き家となって管理されていない廃屋や廃ホテルなども地域の景観を損なう大きな要因となっており、その対策も重要な課題です。</p> <p>○地域性が見えないまち並み 近年、全国共通の素材や規格で建てられた建物が立ち並ぶ住宅地等が増えており、同じようなまち並みが形成されつつあります。 これは、統一感のあるまち並みとも言えますが、一方で地域の風土に合わない建築様式の採用は、地域性を喪失させる危険性も包含しています。自分たちの住む地域を豊かなものとするため、その地にあった建築様式や伝統技術を持つ匠の採用、地場産材や緑を活用するなど、地域の風土に配慮することも必要です。</p> <p>○中心市街地の衰退 近年、郊外型店舗の進出等により、中心市街地の空洞化が社会問題化しています。中心市街地が衰退することにより、シャッター通りと称されるように暗いイメージが蔓延し、人通りも少なくなり、まちの景観自体が低下してしまいます。常に人が行き交い、活気ある中心市街地を取り戻す取り組みが必要です。</p> <p>○コミュニティの崩壊に伴うモラルの低下や景観阻害 核家族化の進展など社会構造の変化に伴って自治会の加入者が減少するなど、地域コミュニティを維持することが困難な状況にあります。これまで、地域住民の間で共通の認識・価値観で守られていたことが通用しなくなり、一部の身勝手な行動（例：ゴミのポイ捨てや路上駐車など）を引き起こし、景観的にも問題が生じています。 住民一人ひとりがまちや自然を共有しているということ、身近な景観の改善が県全体の美しい景観をつくる礎となっていることを理解し、行動することが必要です。</p> <p>○夜の景観 都市の魅力を高める手法として、ライトアップによる「夜景」の演出が考えられます。環境問題との兼ね合いもありますが、照明のあて方などを工夫することにより実現可能なものもあり、今後、検討すべき分野と考えます。</p> <p>○活動の参加者拡大と継続性の確保 一部の人たちだけによる活動では、継続的な景観づくりを実現することはできません。住民と行政が協働して意識啓発に努めることにより、活動への参加者を増やしつつ、次世代の景観づくりの担い手となる人材を育て、活動の継続性を担保していくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外の幹線道路沿線における土地利用の混乱 ・ 屋外広告物による景観阻害 ・ 自己主張の強い建築物による景観の阻害 ・ 大規模建築物等による景観の混乱 ・ 周辺環境との不調和な土地利用 ・ 廃屋の適正処理 ・ 地域にあった建築様式と匠の採用 ・ 地場産材や緑の活用 ・ 地区計画等の策定 ・ 街なか居住の推進 ・ 中心市街地の活性化 ・ 公共空間におけるモラル、マナーの低下（ゴミ投棄、路上駐車等） ・ 夜の景観演出 ・ 意識啓発 ・ 参加者の拡大 ・ 景観づくりの担い手育成

5. 公共施設の景観

道路や河川、公園、建築物、橋、ダムなどの公共施設は、本来の機能としての役割だけでなく、周囲の景観に与える影響も大きなものであることから、1～4までに掲げた本県特有の景観との調和につながる取り組みが必要です。

魅力

(1) 緑豊かな道路の景観

本県では昭和44年に沿道修景美化条例を制定して以来、花と緑による美しい道路景観の形成を図っています。宮崎空港から宮崎市中心部を結ぶ国道220号バイパスや県道宮崎空港線におけるワシントンアパーム、日南海岸沿いの美しい花々などは、南国宮崎を印象づけるものとなっています。

また、昭和23年に整備された県庁楠並木通りでは樹齢110年を超える楠のトンネルが守られており、この特性を生かして音楽会が開催されるなど、市民に親しまれた空間となっています。

【沿道修景美化条例に基づく地区指定】

- 沿道自然景観地区：18地区（面積約1,026ha）
- 沿道修景植栽地区：81地区（植栽延長約186km）
- 沿道修景指定樹木：66ヶ所



▲国道220号(宮崎市)



▲県庁楠並木通り(宮崎市)

(2) 季節感のある公園の景観

県内各地には花と緑によるさまざまな公園が整備され、春の花見や秋の紅葉狩などには多くの人々が訪れ、日常生活に潤いや季節の移り変わりを感じさせる空間となっています。

例えば、母智丘公園や延岡城趾公園等の桜をはじめ、牧水公園や天神山ツツジ園等でのツツジ、西都原や生駒高原等での菜の花やコスモスなどが挙げられます。



▲母智丘公園(都城市)



▲生駒高原(小林市)

(3) 潤いある水辺の景観

市街地内を流れる河川などの水辺は、都市の貴重なオープンスペースとして生活に潤いと安らぎを与えてくれる場となっています。

大淀川河畔や五ヶ瀬川河畔などでは、この水辺の特性を生かし、水辺に親しむことのできる親水空間が整備されています。

また、宮崎市の後田川緑道や都城市の高木原緑道などで、緑と水をうまく使った空間整備が、飢肥城下では鯉の泳ぐ道としての整備が行われるなど、市街地内において水辺空間を積極的に創出・活用し、潤いの創出に取り組んでいます。



▲噴水公園(都城市)



▲鯉の泳ぐ道(日南市)

(4)シンボルとなる公共建築物の景観

博物館や美術館、図書館などの公共建築物は、誰もが利用する施設であり、その建てられ方やデザイン等により地域のシンボルとなりうるものです。

宮崎市内では、蓮ヶ池史跡公園と一体的に校倉造をイメージさせる意匠や、自然と調和する色彩に配慮された「みやざき歴史文化館」が整備されており、水辺や緑と調和した落ち着きある佇まいとなっています。

また、学校の校舎や体育館等において、自然素材による子供たちの健康への配慮と地場産業振興の観点から、地域材の積極的な利活用に取り組み、民間建築物への指針となるような配慮が行われています。

さらには、壁面緑化や屋上緑化等を施し、環境と景観の両立を目指した施設整備も進められつつあります。



▲みやざき歴史文化館(宮崎市)



▲地域材による校舎(日向市)

(5)大規模構造物の景観

本県の中山間地域では、大部分が急峻な山々と峡谷から形成されており、その地形上の要因から、大規模な構造物として多くの橋やダムが整備されています。

これらは、自然景観に与える影響が大きい反面、周囲の山々・峡谷と一体となったシンボリックな施設となりうるものです。

例えば、日之影町では町内に架かる3大橋（青雲橋・龍天橋・天翔大橋）を観光資源として活用しています。



▲青雲橋(日之影町)



▲まちの玄関(新日向市駅)

(6)住民の美化活動等による公共施設の景観

住民の手によって、公共施設や公共用地への花や緑の植栽に取り組んでいる地域があります。

国富町では街路へのフラワーポットの設置が進められ、西都市では西都原台地において「菜の花」の植え付けをボランティアとともに実施するなど、美しいもてなしの空間整備が進められており、これらの多くは観光振興にもつながっています。

また、道路や河川等の公共空間において、地域住民や活動団体等が中心となった継続的な清掃・美化活動が展開されています。

北川町や日之影町では住民主体による活動団体や組織が作られ、道路清掃や河川の美化活動が行われています。



▲地域における清掃活動の展開

課 題	キーワード
<p>○一部の公共施設整備による景観阻害</p> <p>道路や公園、橋などの公共施設の整備は、景観の基盤ともいえ、良きにつけ悪しきにつけ周辺の景観に与える影響は非常に大きなものです。</p> <p>これまで公共事業の多くが、効率性や経済性優先で進められてきたため、周辺の景観に十分配慮した整備が行われているとはいえない状況にあり、地域景観の阻害要因になっているものもあります。</p> <p>公共施設による景観は、周辺景観の基礎となることや、また逆に周辺景観を改善する糸口となることを心にとめ、公共事業による景観への配慮、公共施設そのものの質向上を図っていくことが必要です。</p> <p>○自然や生態系への影響</p> <p>公共事業を実施することにより、少なからず自然や生態系に影響を与えることは避けられない事実です。</p> <p>公共事業を実施する上で、自然や生態系に与える影響を事前に十分調査し、①その影響を「回避」できないか。②不可能な場合、影響を「最小化」することはできないか。③影響を受けた環境を別の形で「代替」できないか。④影響を受ける環境を「修復」できないか。を検討し、自然や生態系の保護に取り組むことが必要です。</p> <p>○画一的な材料の使用</p> <p>多くの公共事業において、材料の入手しやすさや作業の容易さ、均一性などの理由からコンクリートが主材料として使用されており、画一的な印象を与える要因ともなっています。</p> <p>景観や環境との調和の観点から、地場産材や環境にやさしい材料の利活用促進に努めることも必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設による景観阻害 (効率性、経済性優先の整備等) ・ 生態系に配慮した公共事業の実施 ・ 地場産材等の活用

1. 将来像

自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造

- ☆ 本県では、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに早くから取り組み、一定の成果を上げてきましたが、都市景観や農山漁村の景観、或いは歴史・文化に関する景観の分野では、必ずしも十分な取り組みがなされてきたとはいえません。
- ☆ 「景観」について考える中で、元来持っている自然の美の他にも、人々が生活を営む中で生まれ、育まれてきたものにこそ「美しさ」が潜んでおり、人が創り出す美しさは、自然とともに成り立っていることに気付かされます。
- ☆ これこそ、地域の宝として我々が誇りに思い、今後とも大切に守り、育てていかなければならないものといえます。
- ☆ 本県の景観づくりにおいては、地域がそれぞれの特性から生まれた「美しさ」を見だし、それを守り、育み、生かす取り組みを進めることが必要であり、県土全体が『自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”』として築き上げられていくことを目指します。

2. 景観形成の基本方針

本県が目指す将来像の実現に向けて、以下に示す5つの方針に基づき、**住民・事業者、市町村並びに県が一体となって取り組みます。**

この中で、「方針1. 意識と人を育てる」ことが、方針2～5の具現化につながることから、最重要方針として位置付けています。

方針1

意識と人を育てる

序章の「景観のとらえ方」や第1章の「本県で育まれた景観の特性」から分かるように、本県の景観は、雄大な自然と人々の生活・生業の重なり合いによって形成されてきたものと言えます。

住民一人ひとりの景観に関する意識啓発に力を入れ、景観意識の醸成を図るとともに、住民のみならず行政職員も含めた景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援や、その人々が連携して活動しやすいように、景観づくりネットワークの形成を進めていくことが、最も必要かつ重要な要素であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 景観に関する意識の啓発・醸成
2. 景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援
3. 景観づくりネットワークの形成



方針2 自然とともに生きる

我々は、これまでの長い時間、自然とともに生きてきました。本県は県土の7割を森林が占め、そこには多様な動植物が生息するとともに、その森林を源に大小様々な河川が流れ、森林と河川を中心に県土の骨格が築かれています。

これからは、県土を形づくり、豊かな恵みを与えてくれる自然を敬い、大切に守り、育てながら、自然とともに生きる姿勢を貫くことがますます重要となってきます。

これまで自然に負荷をかけながら開発を進めてきたことを反省し、多種多様な生物と共存し、共に自然を享受できるよう貴重な自然環境の保全に努めるとともに、広域的見地から流域全体を見据えた自然景観の保全・形成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全
2. 広域的見地に基づく自然景観の保全・形成



大崩山（北川町）



新しき村（木城町）



早苗の頃（高原町）



野尻湖ピア（野尻町）

方針3 生活の営み・文化を守り、育てる

本県には、美しい農山漁村をはじめ、地域に脈々と伝わる祭りや文化、里山や鎮守の森、古いまち並みなどの歴史的な資源が数多く残されています。

これらは、いずれも個々の地域における人々の生活や生業とともに生まれ、育まれてきたものであるからこそ、宮崎の地で生まれ育った人々の心に、地域への愛着や誇りを育む源になっていると考えます。

地域独自の生活の営みや文化を守り、育てる上で、持続的な生産活動を展開していくことが最も重要であり、それとともに里山等の保全や土地利用を適正にコントロールし、それぞれの地域の風土にあった景観の保全・形成に努めることが必要です。

また、住民一人ひとりが地域の歴史や文化を理解し、大切に継承するなど、地域のアイデンティティの礎となる誇りや愛着の醸成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 持続的な生産活動の展開
2. 適正な土地利用コントロール
3. 地域の風土に合った景観の保全・形成
4. 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成



とび魚すくい（串間市）



田植えの準備（高千穂町）



農村風景（旧東郷町）



だんじり尾末神社まつり
（門川町）

方針4 調和のとれた生活空間を創る

高度経済成長期以降、都市の成長・拡大をより効率的に進めるため、利便性や経済性を重視した全国一律の基準で道路や河川などの社会基盤整備を行い、建築物を建てることで、現在のまちが形成されてきました。

その結果、人々に癒しや潤いを与える身近な緑や水辺が失われるとともに、巨大な広告看板や派手な建築物等が県内あちこちに建ち、地域の特徴が見えにくくなり、個性が乏しく、調和していない景観が数多く見られるようになりました。

これからは、自分達が住む地域を住み続けたいと思える空間にしていくことが必要であり、身近な生活空間の質の向上を図るとともに、地域の個性を生かした魅力ある公共空間の創出を行うことが重要であると考えます。

また、都市全体として潤いの創出を図るため、郊外部の開発抑制だけでなく、中心部においてもまとまりある市街地の形成に取り組んでいくことが必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 身近な生活空間（街区単位）の質向上
2. 魅力ある公共空間（道路・河川等）の創出
3. 潤いある都市空間（都市計画区域内）の創出
4. まとまりある市街地（商業地等）の形成



花山手団地（宮崎市）



椎八重公園（三股町）



潤いある都市（宮崎市）



中央東部地区（都城市）

方針5 特性を生かし、活性化につなげる

個々の地域において、みんなが協力し合いながら守り、育ててきた本県の景観は、素晴らしい地域の宝、住民共有の財産であると考えます。

そのような地域の宝は、県内のみならず県外の人が見ても魅力あるものとして映り、その地を訪れてみたい、体験してみたいと思える力をもっています。

地域の宝を保全・育成していくことは、観光活性化の側面を生み出すとともに、個々の地域で活動している人々の自信や活力にもつながる効果があると考えます。

私たちは、宮崎固有の温暖な気候や歴史を最大限に生かし、積極的な情報発信を通じて、多種多様な側面からの観光振興を図り、新しい経済を育むことが必要です。

また、多くの課題を抱える中山間地域と都市部の交流を促進するために、賑わいやもてなしの空間・環境づくりを進め、訪れた人と地域の人々がふれあう中でお互いが情感を共有することが大切です。

地域の人々自身がやる気を持ってまちづくりに取り組むことが、地域の活性化や活力維持に必要であると考えます。

【取り組みの柱】

1. 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興
2. 都市部と中山間地域の交流促進
3. 賑わいやもてなしの空間・環境づくり
4. 積極的な情報発信



なし狩り (小林市)



ワーキングホリデー
(西米良村)



電飾大作戦 (川南町)



天然スキー場 (五ヶ瀬町)

3. 景観形成の基本方針別の取り組み内容

将来像の実現に向けた取り組みと考え方について、方針毎に整理しています。ここに示した内容は、住民・事業者・行政が一体となって進めていくことが必要です。

1 意識と人を育てる

1) 景観に関する意識の啓発・醸成

○ 「景観」を通して地域を見直すことが地域づくりにつながるという意識の共有

- ・ 景観は、単なる見た目と理解されがちですが、この方針では幅広く捉え、景観とは、生活スタイルの写し鏡であり、地域で起きている現象の表れとして見えています。
- ・ 例えば、農山村で担い手が不足し耕作放棄地が増加すると、農山村の景観は壊れていくこととなります。本県の基幹産業である農林漁業を守ることが、結果として農山漁村の景観を守ることに繋がると考えます。
- ・ 今後とも、あらゆる機会を活用し、住民等に「景観づくりは地域づくり」であることを幅広く訴え、意識の共有に取り組んでいきます。

○ 地域への関心・意識を育てる

- ・ 「景観」を通して地域を見直すことで、自然界や都市・農山漁村において何が起きているかを知ることができます。
- ・ 地域への関心・意識を育てることが景観づくりの第一歩です。多くの住民が自分の住む地域の現状を知り、将来を見据えながらどうしていくべきかを考え、行動することが必要であり、その気運づくりに向けた啓発活動を継続的に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 景観まちづくりシンポジウムの開催
- ・ 専門家等による景観セミナーの実施
- ・ タウンウォッチングの開催
- ・ 県内外の景観まちづくり活動事例の紹介
- ・ 地域景観写真コンテストの実施
- ・ 景観づくり活動の表彰

等

2) 景観づくりの担い手となる「人」の育成と支援

○ 住民一人ひとりの意識と行動力が、景観づくりを担う力！

- ・ 序章「景観のとらえ方」でも示していますが、景観づくりは「地域づくり」です。景観を糸口に地域を見直し、どのような地域を目指していくのかを考え、それに向けて行動した結果が、「景観」という形で表れてきます。
- ・ 地域を構成するのは住民一人ひとりであり、その「一人ひとり」が意識を持って自らの地域のあり様を真剣に考え、行動することができる『担い手』が地域づくりに必要です。
- ・ そのような人材をより多く育てるために、住民・事業者、行政等が連携して「人づくり」に取り組んでいきます。

○ 行政職員も重要な担い手、職員自らの意識改革と行動力の向上

- ・ 景観づくりの担い手となる「人」とは、住民のみならず県や市町村の行政職員も含まれており、行政職員自らが景観行政に対する意識改革を行っていくことが必要です。
- ・ 景観づくりは、住民と行政が一体となって取り組むことにより実現可能となるものであり、どちらかの意識と行動力が欠けてしまうと、なかなかうまく進まないものと考えます。
- ・ 住民の中での人材育成を進めるとともに、行政職員の育成にも取り組んでいきます。

○ 地域で活躍する担い手の活動支援

- ・ 個人や各種団体による継続的な地域づくり活動が展開されるよう、市町村等と連携し、あらゆる側面から担い手の活動支援に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 地域づくりリーダーの育成
- ・ 地域を見守る景観モニターの育成
- ・ 地域における景観まちづくり活動の支援
- ・ 児童・生徒への景観教育の実施
- ・ 県・市町村職員への景観研修の実施
- ・ 景観アドバイザー制度の創設
- ・ NPO 等と連携した人材育成

等

3) 景観づくりネットワークの形成

○ 景観づくりは総合力！ 幅広い意見交換と多様な技術力の活用

- ・ 景観づくりには長い時間を要するがゆえに、時代の流れとともに目指すべき方向が見えなくなってしまうことも予想されます。
- ・ その方向を間違ってしまうと、結果として独りよがりの景観づくりを押し進めてしまう危険性も考えられます。
- ・ 一人で考えず、同じような目的・理念を持って活動する他の団体や多様な分野の専門家たちと幅広く意見交換したり、色々な事例を視察することによって、目指すべき方向を共有できるとともに、多様な技術力を生かすことが可能となり、より良い景観の創出につながると考えます。
- ・ そこで、市町村等と連携しながら、県内外における事例紹介や専門家の紹介など、活動者の支援に取り組んでいきます。

○ 多様な分野、立場の人々からなるネットワークの形成

- ・ 景観づくりは、多様な分野の人々が相互に関連しあいながら進めていくものです。個人の活動には限界がありますので、多様な分野・立場の人々によるネットワークを形成するなど、各種団体等が相互に連携して活動できる場の創出に取り組んでいきます。

○ 行政組織内の横断的な体制づくり

- ・ 景観法においても、国土交通省、農林水産省、環境省と省庁横断での法体系となっているように、景観形成には、行政側の組織横断的な総合力も求められています。
- ・ 行政組織内においても、多分野連携が可能となる体制づくりに取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 景観ポータルサイトの開設
- ・ 地域活動団体（NPO 含む）間の連携強化（シーニックバイウェイ制度等の活用）
- ・ 地域住民と地域活動団体、大学との連携強化
- ・ 景観整備気候を活用した総合窓口の設置
- ・ 行政組織内における多分野連携の体制づくり
- ・ 産・学・公・民が参加する景観協議会の設置 等

2 自然とともに生きる

1) 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全

○ 多種多様な生物を育む貴重な自然環境の保全

- ・ 豊かな森林、清流あふれる河川、雄大な海は、多種多様な動植物を育むとともに、我々に食料や憩い・潤いを与えてきました。
- ・ 一方、高度経済成長期には、市街地内や市街地に隣接する里山を宅地に造成し、河川や水路は効率的な治水を目的にコンクリート張りで整備するとともに、山地では拡大する木材需要に応えるため、スギやヒノキなどによる人工林化が進められてきました。
- ・ この結果、野生動植物の生息・生育場所の減少など自然の生態系に大きな影響を与える状況が見られるようになりました。
- ・ 豊かな自然環境は人間だけでなく多様な生物を育む貴重な資源であることをもう一度認識し、大切に保全していくことに取り組んでいきます。

○ 生態系に配慮した自然環境の復元

- ・ 現代に生きる我々は、この貴重な自然環境を次世代に引き継ぐためにも、自然を敬い、生態系にも配慮しながら共に生きる生活スタイルを確立することが必要です。
- ・ 今ある貴重な自然環境を大切に保全するとともに、住民・事業者・行政が一体となって、破壊した（しつつある）自然の復元に努めるなど、生態系に配慮した施策の推進に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 森林の適切な整備・保全
- ・ 実のなる木等広葉樹の植林活動の推進
- ・ 環境学習等を通じた啓発の推進
- ・ 河川や砂浜等の清掃活動の推進
- ・ 生物調査と地域版レッドデータブックの作成
- ・ 湧水や河川の水質改善に向けた下水道施設の整備推進
- ・ 自然や生態系に配慮した公共事業の計画・実施 等

2) 広域の見地に基づく自然景観の保全・形成

○ 都市部・山間部を一体的に捉えた広域的な取り組み

- ・ 外国産材の輸入増加等を背景とした木材の価格低迷や林業における担い手の不足など様々な要因が重なり合って、近年では、森林の整備・保全が適切に行われていない状況が見受けられるようになってきました。
- ・ その結果、洪水や渇水、土砂災害の発生など、都市部における生活にも多大な影響を与え兼ねない状況が見受けられるようになってきました。
- ・ 山間部で起きている現象は、もはや山間部のみが抱える課題ではなく、都市部と山間部を一体的に捉え、広域的な見地のもとに解決策を導くことが必要であり、住民と行政が連携しながら取り組んでいきます。

○ 広域的な視点を持った自然景観の保全・形成

- ・ 本県では、広々とした空と雄大な山並み、長い海岸線、切り立った山間において地形に応じて整備された棚田、農地と集落等からなる盆地など、地形とともに形成された美しい景観をみることができます。
- ・ 各地にある美しい自然は、それぞれが複雑に絡み合い形成されてきたものであり、広域的な見地をもって、多様な施策に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 住民参加による森林づくり活動の推進
 - ・ 地域材の活用による森林経営の安定化
 - ・ 水と緑の森づくり条例に基づく森林の整備・保全の推進
 - ・ 地形を考慮した河川・道路等の整備推進
 - ・ 砂浜流失対策の推進
- 等

3 生活の営み・文化を守り、育てる

1) 持続的な生産活動の展開

○ 美しい田園風景や商業地の賑わいは、円滑な産業活動の成果

- ・ 我々が生活の糧を得るために働く場（農林水産業地域や商工業地域など）では、それぞれの産業のあり様を示す独特の景観が醸し出されています。
- ・ 特に、本県の基幹産業である農林漁業を主な生業とする地域では、生産活動に伴い季節ごとに美しい景観を見ることができる地域もある一方、過疎・高齢化が進行し、管理放棄されつつある森林や田畑が増加し、荒地のまま放置されているなどの問題も抱えています。
- ・ かつては至るところの農山漁村において見ることができた、誰もが懐かしさを感じられるふるさとの風景が保てなくなっている地域も多くみられます。
- ・ このような農山漁村では人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、集落そのものが存亡の危機に直面する事態も想定される状況にあります。
- ・ 同様に、商工業地域においても、産業構造の変化に伴ってその姿・形を変えつつあり、郊外型店舗の進出等による中心市街地の衰退等を招いています。
- ・ 宮崎らしさ（景観）を守り、育てる上で、宮崎の風土とともにある農林漁業をはじめ、商工業や観光などの活性化が必要不可欠であることから、住民・事業者・行政が一体となって各種産業の振興に取り組んでいきます。

○ 農林水産業を中心とした活力の維持・創出

- ・ 自然とともに生きる豊かで活力ある農山漁村の風景を守り、育むためには、その地にあった生産活動を持続的に展開していくことが必要不可欠であると考えます。
- ・ そのため、農林水産業に関する各種計画等に基づき、農林水産業の振興をより一層進めるとともに、生業とともに育まれてきた集落文化の継承に対する支援にも取り組んでいきます。

○ 産業を支える間接的な取り組みの推進

- ・ 住民は、消費者としての関わりを通して、県内で生産された食料品等を購入するなどの地産地消に取り組むことや、地域材を積極的に利活用することなどにより、間接的に本県産業の振興に寄与することができます。
- ・ この取り組みを多くの人が賛同し、実践することが大きな力を生むことから、県民運動として展開されるよう、住民・事業者・行政が一体となって取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 地域産業を支える経営者の意欲向上
 - ・ 農林漁業後継者の育成
 - ・ 優良農地の確保と耕作放棄地対策の充実
 - ・ 住民・企業・NPOの直接・間接的な農地管理の推進
 - ・ 地域固有の食文化・食材の教育（食育）
 - ・ 既存集落維持に向けた施策の推進
- 等

2) 適正な土地利用コントロール

○ 市街地環境の成熟化と農山漁村環境の保全に向けた土地利用コントロール

- ・ 高度経済成長期には、都市部を中心に急激に増加する人口を収容するため、里山や農地を宅地として開発するなど、自然破壊を代償として市街地の拡大を行ってきました。
これは、都市の成長段階であった当時の社会情勢においてはやむを得ない選択であったものと推察されます。
- ・ 一定の社会基盤も整備され、都市としても成長・拡大の時代から成熟の時代に入り、また、我が国の人口規模が縮小に転じたことになった現代においては、今ある残された貴重な自然環境を大切に守り、育てる取り組みに方向転換することが必要です。
- ・ そのため、不必要かつ無秩序な開発行為を抑制し、適正な土地利用コントロールを行うことで、都市内の市街地環境の成熟化を図るとともに、郊外部における里山の維持・保全や周辺の農山漁村環境の保全に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 適正な土地利用コントロールによる乱開発の抑制
 - ・ 農地転用の条件強化
 - ・ 風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区等の指定による里山の保全
 - ・ 遊休農地の有効活用
 - ・ 環境アセスメントの対象拡大
 - ・ 大規模店舗立地法に基づく出店規制
- 等

3) 地域の風土にあった景観の保全・形成

○ 多様性のある地域の歴史・風土を守り育てる取り組み

- ・ 本県は、南北160km、東西70kmにわたる広大な県土を有しており、五ヶ瀬町に天然スキー場がある一方、日南市や串間市を中心に亜熱帯性の植物が自生するなど、多様な環境を有し、四季折々に美しい景観を見ることができます。
- ・ 今後とも、地域の歴史や気候・風土に対する理解を深め、これらが生み出してきた地域固有の景観を守り、育てることに取り組んでいきます。

○ 住民と行政の協働による特色ある地域づくり

- ・ 多種多様な景観は、地域の風土とともに形成されたものであり、他の町で成功したものをそのまま持ち込んだだけでは、必ずしもうまくいくとは限りません。
- ・ そこに住む人々自身が、自らの地域を見つめ直し、地域の風土を理解し、特性や魅力に気付くことで、その地にあった取り組み方が生まれると考えます。
他の町の事例はあくまでもそれらを生み出すためのヒントでしかありません。
- ・ 地域づくりは、住民と行政がともに手を携え合い、時間をかけて継続的に取り組むことによって、華開き、継承されると考えます。
- ・ 地域の風土に合った特色ある地域づくりに向けて、住民・事業者・行政等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携しながら取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 季節ごとの花の植栽
- ・ 海岸松林の保全・整備
- ・ 地域風土に合った景観素材の使用
- ・ 文化的景観の指定による景観保全
- ・ 地域の宝を生かすむらづくりの推進
- ・ 古民家の保全・修復と利活用

等

4) 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成

○ 地域で育まれた文化や歴史の継承

- ・ 地域には、それぞれに積み重ねられてきた歴史があります。生活の営みの中で生まれた祭りなどの伝統文化や、竹細工・能面づくりなどの伝統工芸は、人から人へと代々、大切に伝えられてきました。
- ・ これら伝統文化を育んできたのは主に農山漁村地域に住む人々ですが、過疎化や高齢化の進行を背景に、集落そのものの存亡とともに、その継承が危ぶまれています。
- ・ また、その土地の由来や歴史を表す地名をはじめ、神話ゆかりの史跡や飢肥・美々津等の伝統的建造物群、江戸時代の城趾、明治～昭和初期にかけて築造された建築物等の貴重な資料が数多く残されています。
- ・ これら地域の歴史や文化を今に伝える貴重な資料や遺産、民俗芸能等を途切らすことなく後世に伝えるために、住民・事業者・行政が連携しながらその保全・継承に取り組んでいます。

○ 地域に対する誇りや愛着の醸成

- ・ 歴史的・文化的な資源は、一度失ってしまうともう二度と手に入れることができない貴重なものであり、これらの存在は地域に対する誇りや愛着の源を根底で支えていると言っても過言ではありません。
- ・ このような伝統文化や歴史的な遺産を大切に守り、継承していくため、地域への誇りや愛着の醸成を住民・事業者・行政の共通課題として取り組んでいます。

〔取り組み例〕

- ・ 歴史・文化遺産等の保全・修復作業への参加
 - ・ 祭りへの参加
 - ・ 伝統工芸や木造建築の表彰制度
 - ・ 伝統技術の継承
 - ・ 地域の宝発掘イベント等の実施
 - ・ 地域の歴史・文化に対する学校教育の推進
- 等

4 調和のとれた生活空間を創る

1) 身近な生活空間(街区単位)の質向上

○ きめ細やかな地域づくりへの取り組み

- ・ 自分たちの住む地域をいかに良くし、住み続けたいと思える「まち」にすることができ
るか否かは、そこに住む人々の意思と主体的な行動によって大きく左右されます。
- ・ 庭先を花で彩ることや生垣を設置したり、樹木を配置したりすること、自分の住む家の
前を日々清掃することなど、個人単位で取り組むことで生活空間の質を高めることもあれ
ば、地域における住まい方の作法を地区計画や建築協定などで定め、地域住民が一体とな
って取り組むことで、調和のとれたまち並みや良好な住環境を形成することもできます。
- ・ 地域の人々の意識やモラルを高めつつ、住民と行政が連携しながら、生活空間の質向上
に向けた各種施策に取り組んでいきます。

○ 自律的な地域コミュニティの維持・形成

- ・ きめ細やかな地域づくりの取り組みをきっかけとして、自治意識や自律的なコミュニテ
ィの形成に対する気運が高まり、地域の一体感が醸成されます。
その結果、地域における犯罪の抑止効果が高まるなどの効果が期待されます。
- ・ 地域のコミュニティが維持されることにより、一人ひとりの地域への誇りや愛着がより
醸成され、魅力的な生活空間の保全・創出が継続的に推進されることから、その実現に向
けて、地域コミュニティの維持・形成に取り組んでいきます。

○ 公民協働による地域づくりの推進

- ・ 身近な生活空間の質が高まり、各地で展開されていくことは、最終的には都市空間全体
の質を高めることにつながることから、県及び市町村は、あらゆる側面から住民主体によ
る活動支援に取り組んでまいります。
- ・ また、住民に身近な生活空間で行う公共事業等においては、地域住民の参画、情報提供
に努め、公民協働による地域づくりに取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 自宅の前を掃除する
- ・ 庭に実のなる樹木等を植える
- ・ 家を建てる時など、周囲との調和を考える
- ・ 地域でごみ拾い等の活動を行う
- ・ 道路脇の花壇を地域で管理する
- ・ 景観法に基づく地区指定等を行う
- ・ 日常利用する生活道路等の整備（コミュニティ道路）
- ・ 公園の整備・管理等を地域住民と協働で行う 等

2) 魅力ある公共空間(道路・河川等)の創出

○ 道路や河川等の公共施設と民間の土地・建物から形成されるものが「公共空間の景観」

- ・ 日本では一般的に、道路や河川など行政が整備・管理する施設からなる空間を公共空間と捉え、宅地などの私有地を民有空間と捉える傾向にあります。
- ・ 民有地では、自分の土地なのだから自由に使っても誰にも文句を言われる筋合いはないと考えてしまう人も少なくありません。
- ・ 一方、不特定多数の人が嫌でも目にしなければならない空間は、全て公共空間であるという考え方があります。例えば、屋外広告物条例による一定の規制はこの考え方に即したものです。
- ・ そのため、道路や河川等の公共施設だけでなく、不特定多数の人が見ることのできる建物等からなるまち並みまでを公共空間と捉え、周囲との調和に配慮することに取り組んでいきます。

○ 地域特性に配慮した公共施設の質向上

- ・ 道路や河川、公園などの公共空間を整備・管理している行政においては、これまでは経済性や効率性を重視し、社会資本を整備することに邁進してきました。その結果、魅力ある公共空間とは言い難い、無機質で画一的な構造物等を数多く創出してきました。
- ・ そのような社会資本整備のあり方が反省され、2003年(平成15年)、国土交通省がとりまとめた「美しい国づくり政策大綱」の前文においても、美しい国づくりに向けて、国レベルから大きく方針転換することが表明されております。
- ・ 公共施設はその場に何十年と存在し続け、我々の生活を支える基盤となるものであるからこそ、地域にあった整備を行う必要があります。
- ・ 今後の公共事業においては、地域にあった整備水準・内容とすることはもちろんのこと、計画段階から周囲との調和や景観への配慮、地場産材や伝統技術の利活用等に努め、公共施設そのものの質向上に取り組んでいきます。

○ 公共施設と建築物等が調和した魅力あるまち並みの創出

- ・ 周囲との調和とは、必ずしも全てを同じ基準で統一するのではなく、それぞれの個性は大事にしつつも、同じまちを共有しているもの同士、周囲に関心を持ち、配慮するということです。
- ・ 日本においても「向こう三軒両隣」という言葉があるように、最低限守らなければならないルールというのはいつの時代においても存在していたものです。
- ・ 私たちは、魅力ある公共施設とそれらと調和した建築物等からなるまち並みの創出に努め、魅力ある公共空間の形成に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 花いっぱい運動の展開
- ・ 地場産材や伝統技術の利活用
- ・ 沿道修景美化条例の持続的な展開
- ・ 屋外広告物のデザイン性向上に向けた取り組みの推進
- ・ 土地利用と連動した都市計画の実施
- ・ 歩行空間の高質化への取り組み
- ・ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ・ 公共事業等景観配慮指針の策定・実施 等

3) 潤いある都市空間(都市計画区域内)の創出

○ 緑や水辺を生かした潤いある都市空間の整備

- ・ 都市周辺の里山や公園等の緑、まちなかを流れる河川や水路等は、人々の生活に潤いと安らぎを与える貴重な資源となっています。
- ・ 本県における一人当りの公園面積は、環境保全やレクリエーションの観点から整備を進めてきた結果、全国平均の9.1㎡/人を大きく上回り、19.4㎡/人と充実しているといえます。
- ・ しかし、市街化区域、用途地域における緑地等の割合は、約7%（都市計画区域全体では約48%）と非常に小さいものとなっており、住民が日常的に潤いや安らぎを身近に感じられる環境が整っているとは言いがたい状況です。
- ・ そのため、まちなかや住宅地などで生垣やポケットパーク、下水処理水を活用したせせらぎ水路など、緑や水を生かした都市空間の整備に、住民・事業者・行政が協働して取り組んでいきます。

○ 季節感や地域の風土に配慮した植樹

- ・ 人々に潤いや安らぎを与える緑が少ない現状を改善し、道路・公園等における街路樹や花木の植栽を進め、潤いある都市空間の創出に取り組んでまいります。
- ・ 植栽を行う場合は、管理等の容易さのみを重視するのではなく、人々が季節感を感じられるよう、地域の風土に適した樹種の選定に取り組んでいきます。

○ 民有地の緑化やオープンスペースの創出

- ・ 住民・事業者・行政が一体となって、都市緑地法に基づく緑化地域を指定するなど、公共空間だけでなく個々の民有地レベルでの積極的な緑化、憩いの空間につながるオープンスペースの創出に取り組んでいきます。

○ 身近な水辺空間の整備

- ・ 雨が大地に注ぎ、川となり海に流れ、蒸発し、また雨をもたらすという大きな水循環の中で、我々は生命を育んできました。
- ・ 身近に水辺を感じることができる空間は、人々の生活に潤いを与えるとともに、そこを清流が流れることで環境の良さ・豊かさなどを感じることができます。
- ・ 都市化の進展とともに水路が暗渠化されたり、水辺が埋め立てられてきたこともあり、都市部において身近に水辺を感じることのできる空間が少なくなっています。
- ・ 現存する水路等の水辺を活用したり、公園や道路などの公共施設において雨水や処理水等を活用するなど、身近な水辺空間の整備に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 家の前に打ち水を行う
- ・ マナー向上による都市環境の改善
- ・ 企業等の理解を得ながら、民有地での緑化の推進
- ・ 公共施設の敷地内緑化の推進
- ・ 街中に緑陰のある休憩スポットの整備
- ・ 身近に水とふれあえる場の創出
- ・ 里山や緑地の保全・創出

等

4) まとまりある市街地(商業地等)の形成

○ 人口減少社会を見据えた「まちづくり」の推進

- ・ 人口増を前提として形成されてきた市街地では、人口の減少に伴って低未利用地の増加や人口密度の低下が起き、都市機能や市街地景観に大きな影響を与えることが予想されますが、そのままの状態では放置しておくことは避けなければなりません。
- ・ 人口減少社会に対応した都市へと成長していくために、近い将来、抜本的な都市構造の見直しが必要な時期がくるものと考えられます。
- ・ 将来的な都市の再編を見据えながら、住民・事業者・行政が協働し、あらゆる観点から「まちづくり」に取り組んでいきます。

○ 景観法等を活用した一体的な市街地の維持・形成

- ・ 土地利用の動向等に留意し、新たな開発に対する適正なコントロールを行うとともに、景観法やまちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）等を活用し、一体的な市街地の維持・形成に取り組むことが必要です。
- ・ 具体的には、既成市街地における既存ストックの有効活用や中心市街地における市街地更新による活力の再創出、自律的な地域コミュニティの維持・形成等に取り組んでいきます。

○ 景観計画等を活用した規制・誘導による市街地景観の向上

- ・ 市街地景観に与える影響が最も大きな屋外広告物や大規模建築物に対しては、景観計画等を活用することによって、まとまりある市街地の形成につないでいくことが可能です。
- ・ 同様に、1つの開発で周囲の環境を良くも悪くもしてしまうような大規模な開発は、一定以上の整備水準を求めるための規制・誘導を行うことも必要です。
- ・ 住民・事業者・行政が連携して、現在の市街地景観を点検しながら、できることからひとつひとつ改善するための施策に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ 大規模開発の抑制と景観・環境への配慮
 - ・ 屋外広告物のデザイン性の向上
 - ・ 公共交通機関のネットワーク形成
 - ・ 都市構造を踏まえた土地利用の誘導のための用途地域による規制の適正な運用
 - ・ 景観計画の策定による面的な景観形成の取り組み
 - ・ 市街地再開発事業の促進
- 等

5 特性を生かし、活性化につなげる

1) 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興

○ 観光振興を見据えた景観づくり

- ・ 本県は、「南国みやざき」とも称されるように、温暖な気候に恵まれ、四季を通じて生活しやすい恵まれた環境にあります。また、天孫降臨伝説からなる日向神話にゆかりの深い史跡や祭り等の伝統文化の宝庫でもあります。
- ・ これらの資源を活かした地域づくりに向けて、町全体でその雰囲気盛り上げるのが、観光振興の観点からも必要です。
- ・ 皆で守り、育てた地域の宝を磨き、生かすことで観光産業の振興につないでいき、その恩恵を皆で分かち合えるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

〔考えられる取り組み例〕

- ・ 地域資源を活かした観光地づくりの推進
- ・ 古民家等を活用した体験型観光の推進
- ・ 地域の語り部の育成・確保
- ・ 美しい海岸線を眺める視点場の整備推進
- ・ 自然景観と地域文化を楽しむルートの指定とPR 等

2) 都市部と中山間地域の交流促進

○ 交流・体験を通して地域の魅力を再認識

- ・ 都市部に住む人々の中には、農山漁村部の人々が当たり前と思っている自然環境を身近に感じ、積極的にふれあいたいと感じる人も多くみられるようになってきました。
- ・ 中山間地域に住む人は、都市部で生活する人々が自らの地域に足を運び、生産活動や日常生活の体験を通して感動する姿を見て、地域の良さに改めて気づかされるということがあります。
- ・ 都市部の人々と中山間地域に住む人々が交流することにより、お互いの立場や思い、自然や地域との関わり方などさまざまなことについて理解を深めることができ、相互扶助の精神や循環型社会への礎を支える関係が築かれるものと考えます。
- ・ 今後とも、都市部と中山間地域の交流・体験の場の創出に取り組んでいきます。

○ 中山間地域の活力の維持・創出

- ・ グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、ワーキングホリデー等の実践者と参加者、行政が互いに協力・連携しながら、中山間地域の活力創出に取り組んでいきます。

〔取り組み例〕

- ・ グリーン・ツーリズムの企画・運営による交流促進
- ・ ワーキングホリデーによる交流促進
- ・ 子供への森林環境教育の実践
- ・ 農林業体験講座の実施
- ・ 山村留学の取り組みの推進 等

3) 賑わいやもてなしの空間・環境づくり

○ 地域の魅力を光らせる

- ・ 近年の観光は、以前のように大型バスで観光地を巡る団体旅行から、「個人旅行」、「参加・体験型旅行」、「目的型旅行」などへと旅行の形態が多様化し、変化してきました。
- ・ このことは、地域の「光」である観光資源を「観る」という語源からなる「観光」本来の姿に戻っているとも言え、観光客が本物の地域の光としての魅力を求める表れであると考えられます。
- ・ 観光産業に関わる人達、地域住民、行政が一丸となって、地域の魅力を高め、光らせることに取り組んでいきます。

○ もてなしの空間づくり

- ・ 観光客は、そこにいる人々とのふれあいを通じて地域固有の文化や魅力を感じとることを求めており、それらに応えるもてなしの「空間」や「心」を充実していくことが、本質的な観光振興につながります。
- ・ さまざまな地域づくりに関わる団体等が「道」という空間を媒体として連携する「日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）」の取り組みも県内で始まっています。
- ・ 住民・事業者と行政が一体となって、これまで以上にもてなしの空間や環境づくりに取り組んでいきます。

○ 賑わい空間の創出

- ・ 中心商店街などのまちなかでは、人や店が集まることで買い物や飲食を楽しんだり、出会いや交流が生まれています。
- ・ その結果として、賑わいのある景観が生まれ、賑わいが人を呼び、地域が活力を持ち、「ひと」も「まち」も活性化していくと考えられます。
- ・ 個々の商店が質や魅力を高めつつ、クリスマス・イルミネーションなどの電飾、シンボルとなる施設のライトアップなど、地域と事業者、行政が連携して、まちの顔となるような賑わい空間の創出に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 中心商店街等の賑わい創出（活性化施策との連携）
 - ・ シーニック・バイウェイ（風景街道）の推進
 - ・ 「もてなしの心」の醸成
 - ・ 鉄道駅や港湾、空港など、都市の玄関口としての環境整備
 - ・ シンボルとなる施設のライトアップ
- 等

4) 積極的な情報発信

○ 広く情報を発信する

- ・ 住民等が取り組んでいる地域づくり活動やその成果を県内外の人々に広くPRすることで、景観づくりや地域づくりに参加している人・関心のある人等の輪が広がり、観光振興や地域の活性化へとつながっていきます。
- ・ 多くの情報を積極的に発信することは、ひとづくりや地域づくり、意識づくりへの種まきのようなものです。
- ・ 今後とも、県内外の多くの方々に宮崎の良さを知ってもらうため、テレビや雑誌、インターネットなどあらゆる媒体を活用し、多くの情報を発信することに取り組んでいきます。

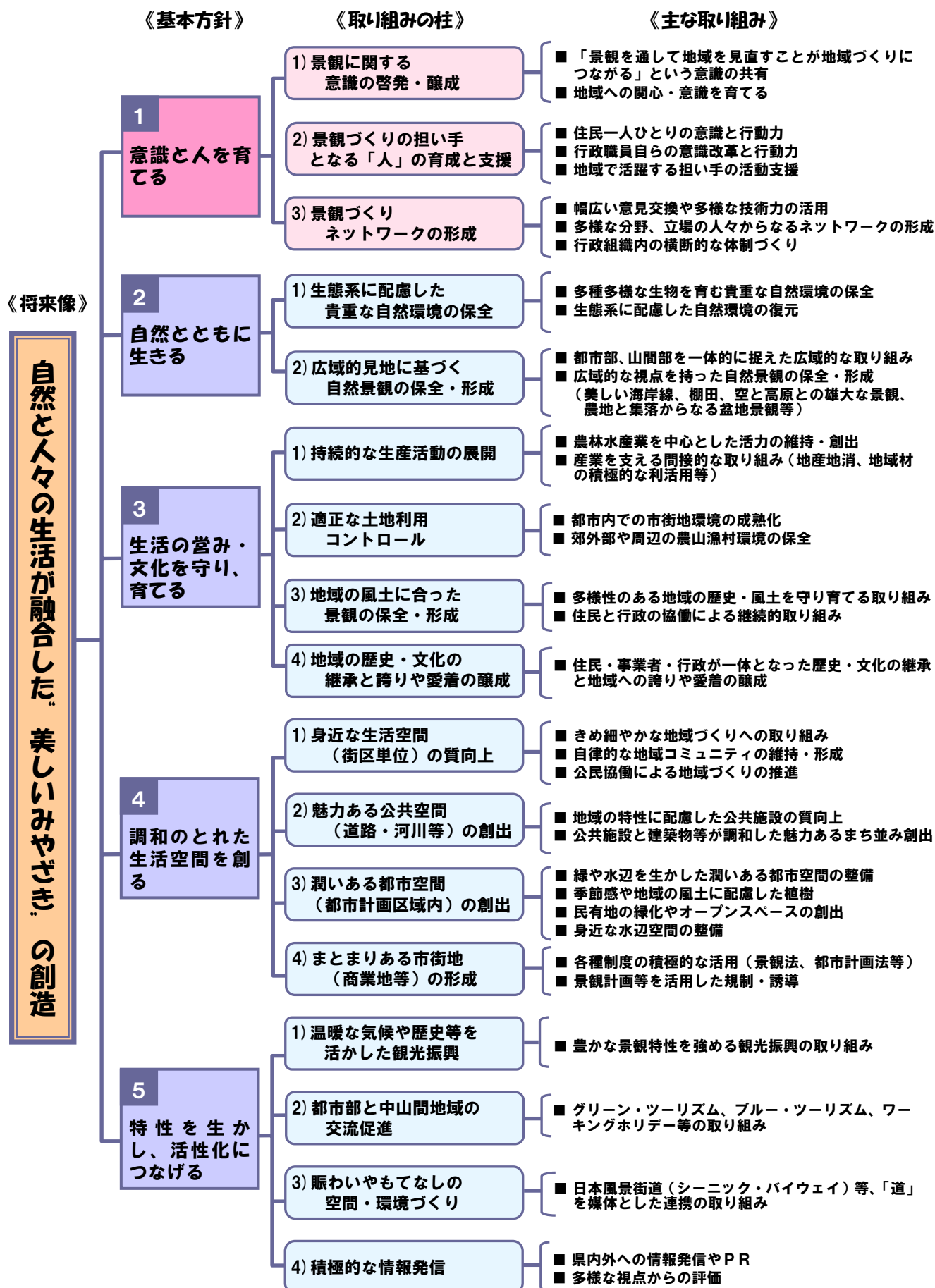
○ 景観づくり活動や地域づくり活動の評価

- ・ 個々に活動する内容を紹介され、評価されることで、それらに関わる人々の意識もより一層高まり、個々の活動を支える自信や意欲を育みます。
- ・ あらゆる機会・媒体を活用し、県や市町村、関係する各種団体と連携・協力を行い、本県の魅力や取り組みを発信し、多様な視点からの評価を受けることで、より質の高い取り組みにつないでいくことができます。
- ・ 多くの人の意見を聞きながら、情報収集と分析、改善策の提案・実行というサイクルの確立に取り組んでいきます。

【取り組み例】

- ・ 景観形成に関するデータベースの構築（景観地、景観形成活動、景観施策）
 - ・ 景観形成活動に関する情報発信（ホームページ等によるポータルサイト、教科書、タウン誌等の雑誌）
 - ・ フィルムコミッション活動の推進
 - ・ 評価制度の構築
- 等

4. 施策の体系図



3

景観づくりを進めるために

1. 景観づくりの主体と役割

「自然と人々の生活が融合した“美しいみやぎき”」は、それぞれの地域に住み続ける住民や産業活動を展開する事業者の意識と行動がなければ、その実現は非常に難しいといえます。

また、宮崎らしさや美しさ、住みよさ等の価値観が多様化している状況をふまえると、住民や事業者のみの力だけではその実現は難しく、公益的な景観づくりの視点からの調整や公共施設の管理者である行政の関わりも必要不可欠なものです。

これらをふまえ、本県における景観づくりの主体別役割は、以下のように考えます。

① 住民の役割

〔基本的な考え方〕

景観づくりの主役であり、身近な景観や環境への関心を高め、良好な景観を保全・創出するための活動を主体的に担います。

【住民の役割】

景観づくりの主役で、最も重要な担い手です。自分たちの住み、働く地域の景観に対する関心を高め、景観づくり活動に主体的に参加し、積極的な景観づくりを進める役割を担います。

② 事業者の役割

〔基本的な考え方〕

景観づくりの重要な担い手であり、地域の景観形成への関心と配慮を行い、景観形成活動へ参加・協力する役割を担います。

【事業者の役割】

事業活動の結果が地域景観に影響を与えることから、景観づくりの重要な担い手です。自分たちの関わる地域の景観に対する関心を高め、地域の景観づくりに配慮・貢献し、活動に参加・協力する役割を担います。

③ 市町村の責務と役割

〔基本的な考え方〕

住民・事業者にも最も身近な行政である市町村が「景観行政団体」となり、地域固有の歴史・文化等を生かした公民協働の景観づくりに向けて、中心的な役割を担います。

【景観行政団体となった市町村の役割】

景観行政を推進する主体となる担い手です。住民・事業者の景観づくり活動を支援するとともに、住民や事業者等との協働により、地域の特性に応じた魅力的な景観づくりを推進する役割を担います。

【その他の市町村の役割】

県と連携しながら、景観行政を担う体制づくりや方針の検討を進めるとともに、住民等への意識啓発・活動支援を推進する役割を担います。

④ 県の責務と役割

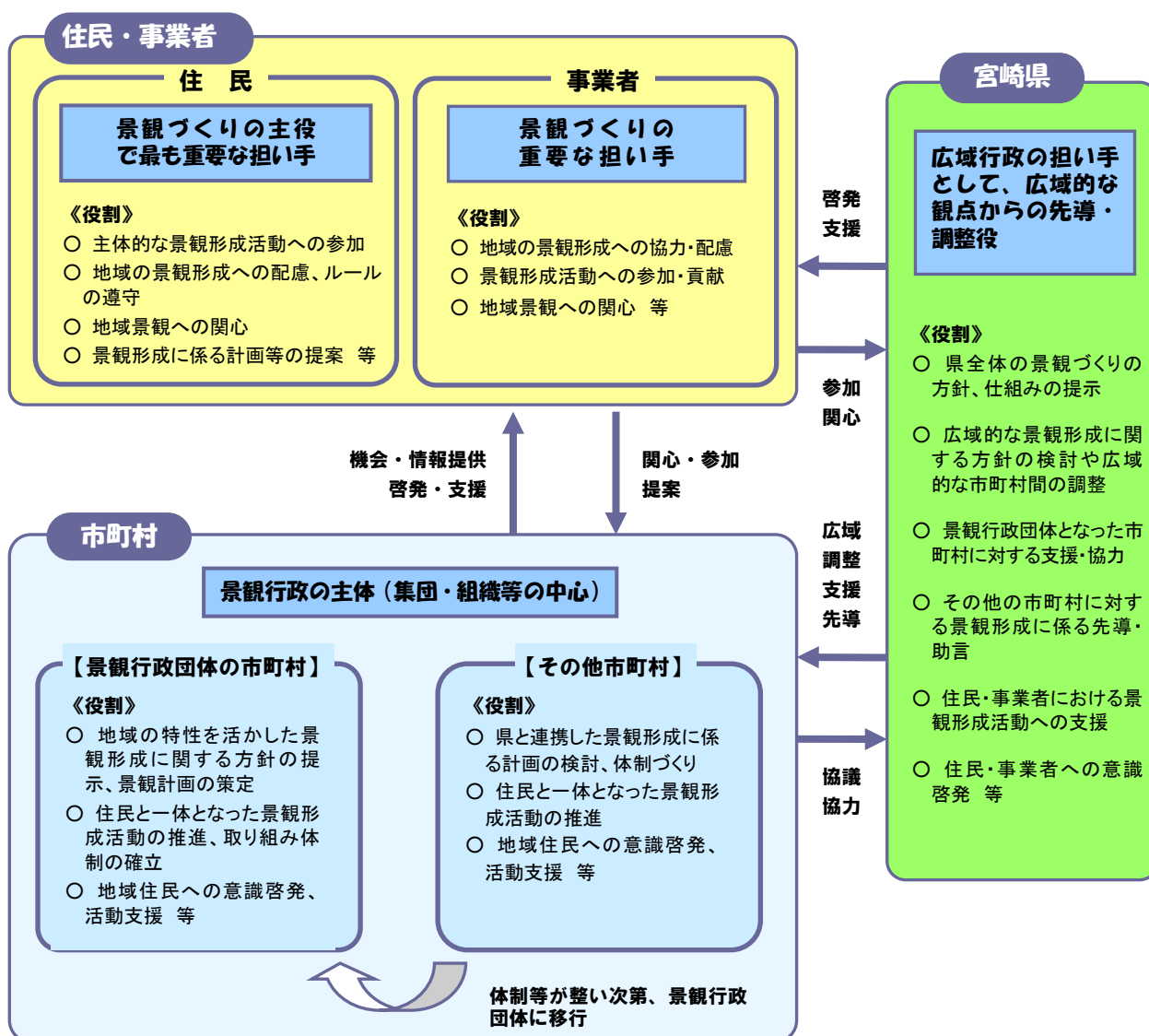
〔基本的な考え方〕

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村がより景観づくりを進めやすくするための**支援・先導を行う**とともに、広域行政の担い手であることをふまえ、**広域的な観点から先導・調整を行います**。

【県の役割】

景観づくりを進める景観行政団体やその他市町村と連携し、住民・事業者への啓発、支援を行うとともに、広域行政の担い手として広域的な観点からの景観づくりを市町村と連携しながら、一体的に推進する役割を担います。

また、景観行政の主体である市町村に対し、必要に応じて先導・支援を行う役割を担います。



2. 住民・事業者に期待すること

(1) 住民に期待すること

住民は、景観づくりの主役であり、自らの地域は自らで守り、育てるという自律的な地域づくりの意識を持つとともに、具体的に生活空間の質や環境をより良くするための取り組みを行うことを期待します。

また、県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力していくことも期待します。

■ 自分の地域の景観に関心をもつ

- ・ まずは自分の住む家のまわりや職場のまわりなど、自分が関わっている地域に関心をもつことが、景観形成や地域づくりの第一歩だと考えます。
- ・ 行政等から提供される情報や広報誌等に関心を持ち、景観に対する意識の芽を育てることを期待します。
 - ▼地域の歴史や文化に関心を持つ
 - ▼地域の歴史や文化等を子供たちへ語り伝える
 - ▼タウンウォッチングや地域づくりワークショップ等のイベントに参加する
 - ▼風景写真コンテスト等に応募する
 - ▼季節の顔や地域の変遷を写真に撮る 等

■ 自律的な地域づくりに向けた取り組みへの参加

- ・ 自分たちの住む地域は、自分たちの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着も生まれ、住みよい環境が保全・創出され则认为ます。
- ・ また、地域の人々が連携して「建築協定」や「まちづくり憲章」などの制度を活用することによって、継続的かつ効果的な地域づくりが可能となります。
 - ▼家の前の道路を自ら掃除したり、自治会等による地域での清掃活動に参加し、美化に努める
 - ▼庭や駐車場等で花木を植栽し、適切に管理する
 - ▼風景を創っている生産活動を維持し、地域の活力を支える
 - ▼近隣と協働し、建築協定や地域づくり憲章等のルールを定める
 - ▼住民提案制度等を活用し、行政に対して景観計画や地区計画等を提案する 等

■ 県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ・ 住民の景観形成に対する意識を高めるために、県や市町村において開催されるシンポジウムやセミナー等の啓発活動に関心を持ち、積極的に参加し、公民一体となった景観形成活動を展開していくことを期待します。
- ・ また、公共事業等の計画・設計段階から議論に参加すること等を通じて、地域に対する理解と愛着の創出につなげていくことを期待します。
 - ▼県や市町村が行う啓発活動（シンポジウムやセミナー等）に参加する
 - ▼公共事業の実施にあたって、計画・設計段階から参加・協力する 等

(2) 事業者に期待すること

事業者は、景観づくりの重要な担い手であり、事業者が関わる地域の景観に関心を持つとともに、良好な景観形成に自ら努め、地域の景観や環境をより良くするための取り組みを行うことを期待します。

また、県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力していくことも期待します。

■ 自分たちの関わる地域の景観に関心をもつ

- ・ 事業者も住民のひとりであり、まずは自分たちの建物や敷地とその周囲に関心をもつことが、景観形成や地域づくりの第一歩だと考えます。
- ・ 地域で行われている住民の取り組みや活動、行政等から提供される情報や広報誌等に関心を持ち、景観に対する意識の芽を育てることを期待します。
 - ▼地域の歴史や文化に関心を持つ
 - ▼タウンウォッチングや地域づくりワークショップ等のイベントに参加する
 - ▼風景写真コンテスト等に応募する
 - ▼季節の顔や地域の変遷を写真に撮る 等

■ 地域の景観形成に向けた取り組みへの協力・貢献

- ・ 事業活動（施設整備や屋外広告物の掲示など）を推進することが、結果として地域の景観に影響を与える面があることを認識し、周囲との調和に配慮するなど、地域の一員として、環境を守り、育てていくことを期待します。
 - ▼事業所の周囲を清掃したり、地域での清掃活動に協力し、美化に努める
 - ▼事業所の敷地内や駐車場等で花木を植栽し、適切に管理する
 - ▼地域の景観に配慮した施設整備や事業活動に努める 等

■ 県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ・ 県や市町村において開催されるシンポジウムやセミナー等の啓発活動に関心を持ち、積極的に参加し、公民一体となった景観形成活動を展開していくことを期待します。
- ・ また、公共事業等の計画・設計段階から議論に参加すること等を通じて、地域に対する理解と愛着の創出につないでいくことを期待します。
 - ▼県や市町村が行う啓発活動（シンポジウムやセミナー等）に参加する
 - ▼公共事業の実施にあたって、計画・設計段階から参加・協力する 等

3. 市町村における取り組み

市町村は住民に最も身近な行政機関であり、自らの地域の将来像を描き、住民とともにその実現を図っていくという点から景観行政の主体的な存在であることから、以下の取り組みに進んで着手することが必要です。

1 住民・事業者に対する啓発・支援の取り組み

■ 景観に関する住民の意識啓発活動の展開

- ・ 景観を通して地域を見直し、地域の景観に関心を持つ人を育てることが、最終的には身近な地域の景観を良くし、継続的な地域づくりへとつながります。まずは「景観づくりは地域づくりである」ことを啓発し、地域を見直す機会の創出を期待します。
 - ▼景観ウォッチング（ワークショップ）等の開催による地域景観の見直し・再発見
 - ▼風景写真コンテスト（残したい景観／残したくない景観）
 - ▼学校や地域と連携した子供たちに対する景観教育の実践 等

■ 住民等による主体的な地域づくり活動への支援

- ・ 景観づくりの主役は住民一人ひとりであり、また地域の景観は個々の地域レベルでの地道な活動であることをふまえ、地域組織やNPO、各種団体等により展開される地域づくり活動に対する支援策を充実させ、公民パートナーシップによる「美しいふるさとづくり」を継続的に展開していくことを期待します。

2 主体的な景観形成への取り組み

■ 特性を生かした地域づくりの推進による景観の保全・形成

- ・ 個々の地域の特性を生かし、適正な土地利用の規制・誘導や地域産業等の活力創出など、きめ細やかな魅力ある地域づくりを推進し、その成果として表れる景観の保全・形成に努めることを期待します。
 - ▼景観資源の保全 ▼農林漁業等との連携・活性化 ▼観光産業等との連携 等

■ 景観行政団体としての主体的取り組み

- ・ 景観行政の主体である景観行政団体となり、景観法や屋外広告物法など景観の保全・形成に関する各種制度を有効に活用し、住民に身近な行政として主体的かつ積極的に取り組むことを期待します。

■ 景観計画等の策定による地域の実情をふまえたきめ細やかな規制・誘導

- ・ 景観法に基づく景観計画や景観地区、都市計画法に基づく地区計画等の各種制度を有効に活用し、地域レベルでのきめ細やかな規制・誘導を行い、地域が抱える課題の解決や今ある住みよい住環境の保全、地域の歴史や文化を感じる空間の保全・創出、潤いある市街地空間の形成などを住民と協働して積極的に進めていくことを期待します。
 - ▼景観計画、景観地区、地区計画、協定等の適用による建築物等による町並みの規制・誘導や土地利用の制限
 - ▼緑化地域の指定等による緑化の推進
 - ▼特定用途制限地域の適用等、都市計画制度の活用による郊外部の乱開発の防止 等

■ 県や住民等と連携した各種施策の推進

- ・ 県・市町村・住民・事業者の役割分担をふまえつつ、各種施策の展開において相互に連携・協力をを行い、一体的な景観形成の推進による「美しいふるさとづくり」の実現を期待します。

4. 県における取り組み

住民・市町村等と協働し、本県における良好な景観を保全・創出していくために、県として実施すべき重点施策を示します。

◎ 県が実施する重点施策

1 住民・事業者・市町村に対する啓発・支援

■ 住民等への啓発活動

- ・ 先行事例の紹介等を通して、景観づくりは「地域づくり」であることを理解いただくとともに、景観形成活動への関心や意欲を高めるための啓発をNPOや市町村等と連携して行います。

▼景観シンポジウム・景観セミナーの開催 ▼景観表彰制度の創設 等

■ 住民・市町村等への取り組み支援

○ 景観アドバイザーの派遣制度

- ・ 住民・各種団体・市町村が行う景観に配慮した地域づくり活動を支援するため、景観デザインの専門家や色彩の専門家、観光カリスマ、ワークショップの達人などをアドバイザーとして登録し、地域毎のテーマに沿った専門家を派遣・紹介する支援制度を構築します。

○ その他活動支援

- ・ 住民や市町村等が行う「地域づくり」活動をあらゆる側面から支援します。

▼景観に関する相談窓口の設置 ▼出前講座の充実
▼NPO等の活動支援 等

■ 景観形成の担い手育成

- ・ 景観形成の将来の担い手となる子供達への景観教育をはじめ、農山漁村景観の担い手である第一次産業の後継者育成支援等を行うなど、人材育成につながる取り組みを実施します。
- ・ リーダーとなるべき人材を育成するため、地域づくりに関わる住民への研修等を実施します。

▼農林水産業の後継者育成支援 ▼学校教育との連携
▼景観リーダー育成支援 ▼NPO等の活動支援 等

■ 行政職員の意識改革と人材育成

- ・ 行政職員も地域の一員であり、職員の意識を高め、住民とともに地域づくりを推進できる人材の育成に取り組みます。

▼景観研修の実施 ▼景観リーダー育成支援 等

2 景観形成に関する規制・誘導

■ 景観条例(景観に関する規制・誘導・推奨等)の検討

- ・ 全県下で景観づくりを推進するために、景観条例の必要性、内容等について検討します。その際には、既存の景観に関する他の条例との調整を図ることとします。

■ 面的な景観の保全・形成を誘導する指針の検討・実行

- ・ 景観法をはじめとする各種法令や条例等に基づき、面的広がりのある取り組みを推進する上で必要な各種指針を整備します。
- **公共事業等景観配慮指針（仮称）の策定**
 - ・ 公共事業を進めるにあたっての、計画～調査～設計～施工～維持管理の各段階において、どのような仕組みで判断・実施していくのかなどについての考え方を示した指針を策定し、景観に配慮した公共事業の推進を目指します。
 - **色彩に関する検討指針（仮称）の策定**
 - ・ 景観構成要素として重要な「色彩」に関し、①基本知識、②検討時の留意点、③検討内容等についてまとめた指針を策定し、民間事業者や市町村等にも広く配布・活用していきます。

3 総合的に景観行政を進めるための体制づくり

■ 体制づくり

- **啓発・支援の体制整備**
 - ・ 景観づくりの主体となる住民・市町村等への啓発・支援に向けた体制づくりを行うとともに、施策の効果・問題点等を検証し、改善していくためのシステムづくりを進めます。
- **広域景観形成に向けた体制整備**
 - ・ 広域的な景観の保全・創出に向けて、複数の関係者が連携・協働するためのシステムづくりを進めます。
- **公共事業等における景観形成に向けた体制整備**
 - ・ 地域景観に大きな影響を与える公共事業等の景観配慮のあり方を示し、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを構築します。
- **総合評価システムの構築**
 - ・ 上記の体制を含め、各分野で取り組んでいる施策が景観面にどのような成果を与えているかを総合的に評価・検証し、改善するシステムを構築します。

4 景観形成に関する主要施策の推進

■ 自然環境・生態系保全の取り組み推進

- ・ 豊かな自然環境を守り、育てるため、「環境基本総合計画」や「水と緑の森林づくり条例」等に基づく施策を推進し、自然景観の保全・創出を図ります。

■ 地域文化継承の取り組み推進

- ・ 各地域が歴史を積み重ねる中で育まれてきた祭り等の伝統文化、棚田等の石垣、歴史的価値のある建造物や樹木等は、地域住民の心のよりどころともなっていることから、「文化振興ビジョン」等に基づき、歴史や文化を生かした個性ある地域づくりを図ります。

■ 潤いと活力ある都市形成の取り組み推進

- ・ 人々の生活の場である“地域”を魅力的なものとしていくため、「都市計画区域マスタープラン」や「商業地域活性化プラン」等に基づき、住環境の整備をはじめ、商業地の活性化等を推進します。

■ 生業と結びついた農山漁村景観形成の取り組み推進

- ・ 農林水産業の生業が農山漁村景観を支えていることから、農林水産業の振興に関する各種計画等に基づく施策を推進し、農山漁村景観の保全・創出を図ります。
- ・ また、県内で生産された良質な農作物、海の幸を県内で消費し、また自然素材からなる地域材を有効に活用する地産地消の取り組みを通じ、地域循環型社会の形成を目指します。

■ 特性を生かした観光・交流促進の取り組み推進

- ・ 上記の施策等を通じて住民とともに守り、育てた素晴らしい宮崎県を生かすため、「観光・リゾート振興計画」等に基づき、地域活性化につながる取り組みを推進します。

1. 宮崎県景観形成推進懇談会 委員名簿（50音順・敬称略）

分野	氏名	職名
福祉	片野坂 千鶴子	NPOみやざき子ども文化センター代表理事
環境	蒲生 芳子	大淀川環境基金実行委員会事務局長
緑地計画	北川 義 男(座長)	南九州大学環境造園学部教授
商業	黒木 美恵子	(株)日興電工取締役、西都夢咲き会会員
景観デザイン	小寺 尚	宮崎大学教育学部教授
農林漁業	佐藤 イサ子	宮崎県農山漁村くらし研究グループ連絡会会長
建築	新見 俊子	しんみ設計室代表取締役社長
県民代表	曾山 喜美	
県民代表	高田 鶴明	
郷土史家	永井 哲雄	宮崎県文書センター嘱託職員
都市計画	吉武 哲信	宮崎大学工学部助教授
農村計画	渡辺 昭治	南九州大学環境造園学部教授
観光	和田 真由実	(有)グランドワーククリエーション代表取締役社長
屋外広告物	藤野 訓正	宮崎県公告美術協同組合理事長

2. 庁内検討組織

(1) 庁内景観連絡会

部局名	課名	部局名	課名
総合政策本部	総合政策課	土木部	道路保全課
地域生活部	地域振興課		河川課
環境森林部	自然環境課		港湾課
商工観光労働部	観光・リゾート課		都市計画課
農政水産部	地域農業振興課		公園下水道課
	農村計画課	建築住宅課	
	農村整備課	教育庁	文化財課
	漁港漁場整備課		

(2) 庁内景観連絡会ワーキンググループ

- 庁内景観連絡会の担当リーダーで構成

(問合せ先)

宮崎県 県土整備部 都市計画課

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

TEL 0985-26-7192

FAX 0985-32-4456

E-mail: toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp